

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年3月1日
(第45期)	至	2020年2月29日

株式会社ローソン

E03345

目次

第45期 有価証券報告書	頁
【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	24
5 【研究開発活動】	26
第3 【設備の状況】	27
1 【設備投資等の概要】	27
2 【主要な設備の状況】	27
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	48
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5 【経理の状況】	67
1 【連結財務諸表等】	68
2 【財務諸表等】	114
第6 【提出会社の株式事務の概要】	127
第7 【提出会社の参考情報】	128
1 【提出会社の親会社等の情報】	128
2 【その他の参考情報】	128
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	129
監査報告書	
2020年2月連結会計年度	
2020年2月事業年度	
内部統制報告書	
1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】	
2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】	
3 【評価結果に関する事項】	
4 【付記事項】	
5 【特記事項】	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年5月28日

【事業年度】 第45期(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

【会社名】 株式会社ローソン

【英訳名】 Lawson, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 竹増 貞信

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目11番2号

【電話番号】 03(5435)1880

【事務連絡者氏名】 理事執行役員 管理本部長 高西 朋貴

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎1丁目11番2号

【電話番号】 03(5435)1880

【事務連絡者氏名】 理事執行役員 管理本部長 高西 朋貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月
チェーン全店売上高 (百万円)	2,049,554	2,157,951	2,283,621	2,424,541	2,506,970
営業総収入 (百万円)	583,452	631,288	657,324	700,647	730,236
経常利益 (百万円)	69,622	73,014	65,141	57,700	56,346
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	31,381	36,400	26,828	25,585	20,108
包括利益 (百万円)	32,928	35,543	28,908	26,173	17,586
純資産額 (百万円)	272,997	285,995	281,446	281,982	275,347
総資産額 (百万円)	803,212	866,577	900,256	1,342,329	1,357,732
1株当たり純資産額 (円)	2,643.97	2,748.39	2,755.06	2,763.54	2,707.08
1株当たり当期純利益 (円)	313.81	363.96	268.16	255.71	200.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	313.57	363.70	268.02	255.59	200.84
自己資本比率 (%)	32.9	31.7	30.6	20.6	20.0
自己資本利益率 (%)	12.03	13.50	9.75	9.27	7.35
株価収益率 (倍)	27.72	21.29	26.07	26.40	28.51
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	112,205	99,864	113,938	128,594	202,703
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△68,657	△76,227	△91,209	△81,017	△49,074
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△50,201	△25,638	△61,238	277,937	△163,910
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	69,793	67,692	30,120	354,236	343,583
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	8,377 (8,764)	9,403 (9,883)	10,028 (10,266)	10,395 (11,675)	10,572 (11,019)

(注) 1. チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2. 第44期において、銀行業の開業に伴い、資金を金融機関等から調達したため、総資産額及び現金及び現金同等物の期末残高が増加しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	2016年 2月	2017年 2月	2018年 2月	2019年 2月	2020年 2月
チェーン全店売上高 (百万円)	1,960,266	2,027,504	2,110,454	2,236,125	2,296,156
営業総収入 (百万円)	333,855	356,186	372,891	385,678	390,811
経常利益 (百万円)	54,982	56,459	50,508	51,443	45,962
当期純利益 (百万円)	21,802	19,088	19,417	31,002	15,486
資本金 (百万円)	58,506	58,506	58,506	58,506	58,506
発行済株式総数 (千株)	100,300	100,300	100,300	100,300	100,300
純資産額 (百万円)	243,576	237,409	233,489	240,280	233,705
総資産額 (百万円)	714,875	767,986	798,603	838,260	858,770
1株当たり純資産額 (円)	2,432.73	2,370.59	2,331.65	2,399.24	2,333.04
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	245.00 (122.50)	250.00 (125.00)	255.00 (127.50)	255.00 (127.50)	150.00 (75.00)
1株当たり当期純利益 (円)	218.02	190.86	194.09	309.85	154.76
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	217.85	190.72	193.98	309.70	154.67
自己資本比率 (%)	34.0	30.9	29.2	28.6	27.2
自己資本利益率 (%)	8.94	7.95	8.26	13.10	6.54
株価収益率 (倍)	39.90	40.60	36.01	21.78	37.03
配当性向 (%)	112.37	130.98	131.38	82.30	96.92
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	3,846 (1,848)	4,217 (2,197)	4,444 (2,628)	4,551 (2,628)	4,599 (2,409)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	114.4 (86.8)	105.4 (105.0)	99.0 (123.5)	99.2 (114.8)	88.0 (110.6)
最高株価 (円)	10,280	9,770	7,970	7,680	6,760
最低株価 (円)	7,630	7,080	6,970	6,350	4,930

(注) 1. チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

- 1975年4月 大阪府吹田市豊津町9番1号にダイエーローソン株式会社を設立。
- 1975年6月 1号店「桜塚店」（大阪府豊中市南桜塚）をオープン。
- 1979年9月 株式会社ローソングျပンへ商号変更。
- 1980年9月 株式会社ター・ブィ・ブィサンチェーンと業務提携。
- 1989年3月 株式会社サンチェーンを合併し、株式会社ダイエーコンビニエンスシステムズに商号変更。
- 1996年2月 上海華聯羅森有限公司（現・上海羅森便利有限公司 現・連結子会社）を設立。
- 1996年6月 株式会社ローソンへ商号変更。
- 1997年7月 全国47都道府県への出店を完了。
- 1997年12月 株式会社ローソンチケット（現・株式会社ローソンエンタテインメント 現・連結子会社）を連結子会社化。
- 2000年2月 三菱商事株式会社と広範囲な業務提携契約を締結。
- 2000年7月 東京証券取引所第一部に株式上場。
- 2001年5月 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスを設立。
- 2004年3月 株式会社ベストプラクティス（現・連結子会社）を設立。
- 2005年4月 株式会社バリューローソンを設立。
- 2006年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現・株式会社NTTドコモ）と業務提携契約を締結。同時に自己株式の譲渡による資本提携。
- 2007年6月 本店を東京都品川区大崎1丁目11番2号に移転。
- 2008年9月 株式会社九九プラスを連結子会社化。
- 2009年5月 株式会社バリューローソンを株式会社九九プラスへ吸収合併。
- 2009年7月 株式会社ローソンチケットが、株式会社ローソンエンターメディアへ商号変更。
- 2009年12月 株式会社ローソン沖縄（現・持分法適用関連会社）を通じたエリアフランチャイズ展開の開始。
- 2010年4月 重慶羅森便利店有限公司（現・連結子会社）を設立。
- 2010年12月 HMVジャパン株式会社を連結子会社化。
- 2011年9月 株式会社ローソンエンターメディアとHMVジャパン株式会社が合併し、株式会社ローソンHMVエンタテインメント（現・株式会社ローソンエンタテインメント）へ商号変更。
- 2011年9月 大連羅森便利店有限公司（現・連結子会社）を設立。
- 2012年5月 羅森（中国）投資有限公司（現・連結子会社）を設立。
- 2012年7月 株式会社SCI（現・連結子会社）を設立。
- 2013年3月 Saha Lawson Co., Ltd. を連結子会社化。
- 2013年11月 株式会社ローソンマート（現・株式会社ローソンストア100 現・連結子会社）を設立。
- 2014年2月 株式会社九九プラスを吸収合併。
- 2014年7月 ローソンHMVエンタテインメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社（現・連結子会社）を設立。
- 2014年8月 ユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社及びユナイテッド・シネマ株式会社を連結子会社化。
- 2014年10月 株式会社成城石井を連結子会社化。
- 2015年3月 上海樂松商貿有限公司、上海恭匯貿易有限公司及び浙江羅森百貨有限公司を連結子会社化。
- 2016年3月 羅森（北京）有限公司、北京羅松商貿有限公司を連結子会社化。
- 2016年9月 株式会社ローソン山陰（現・連結子会社）を設立。
- 2017年2月 三菱商事株式会社による当社普通株式に対する公開買付けにより、同社の連結子会社となる。
- 2017年4月 ローソンバンク設立準備株式会社（現・株式会社ローソン銀行）を連結子会社化。
- 2018年3月 株式会社ローソンアーバンワークスを連結子会社化。
- 2018年6月 株式会社ローソンHMVエンタテインメントが、株式会社ローソンエンタテインメントへ商号変更。
- 2018年6月 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスのATM事業を株式会社ローソン銀行に吸収分割。
- 2018年7月 ローソンバンク設立準備株式会社が、株式会社ローソン銀行へ商号変更。
- 2019年2月 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスを清算結了。

（注）株式会社ローソン山陰は、2020年3月1日付で当社に吸収合併しております。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、親会社（三菱商事株式会社）、子会社、関連会社（共同支配企業を含む）で構成されており、コンビニエンスストア「ローソン」のフランチャイズシステム及び直営店舗の運営を主な事業として展開しております。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

〔国内コンビニエンスストア事業〕

- ・当社は、主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア「ローソン」「ナチュラルローソン」及び「ローソンストア100」のチェーン本部として、フランチャイズシステム及び直営店舗を運営しております。
- ・連結子会社の株式会社ローソン山陰は、当社と株式会社ポプラとの合弁事業として、山陰地方でコンビニエンスストア「ローソン」及び「ローソン・ポプラ」の店舗運営を行っております。
- ・連結子会社の株式会社ローソンアーバンワークスは、東京、千葉を中心にコンビニエンスストア「ローソン」の店舗運営を行っております。
- ・連結子会社の株式会社ローソンストア100は、コンビニエンスストア「ローソンストア100」の店舗運営及び指導並びに商品関連事業を行っております。
- ・連結子会社の株式会社SCIは、加工食品、冷凍食品等の食肉や包装資材等の卸売業を営んでおります。
- ・持分法適用関連会社の株式会社ローソン沖縄は、当社と株式会社サンエーとの合弁事業として、沖縄県でコンビニエンスストア「ローソン」の店舗運営を行っております。
- ・持分法適用関連会社の株式会社ローソン南九州は、当社と南国殖産株式会社との合弁事業として、鹿児島県でコンビニエンスストア「ローソン」の店舗運営を行っております。
- ・持分法適用関連会社（共同支配企業）の株式会社ローソン高知は、当社と株式会社サニーマートとの合弁事業として、高知県でコンビニエンスストア「ローソン」の店舗運営を行っております。

〔成城石井事業〕

- ・連結子会社の株式会社成城石井は、高付加価値追求・製造小売型スーパーマーケット「成城石井」を運営しております。

〔エンタテインメント関連事業〕

- ・連結子会社の株式会社ローソンエンタテインメントは、ローソン店舗などにおいてチケット及び音楽・映像ソフトを販売しております。
- ・連結子会社のローソンHMVエンタテインメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社は、関係会社の株式を保有するホールディングスカンパニーであります。
- ・連結子会社のユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社は、関係会社の株式を保有するホールディングスカンパニーであります。
- ・連結子会社のユナイテッド・シネマ株式会社は、複合型映画館の運営を行っております。

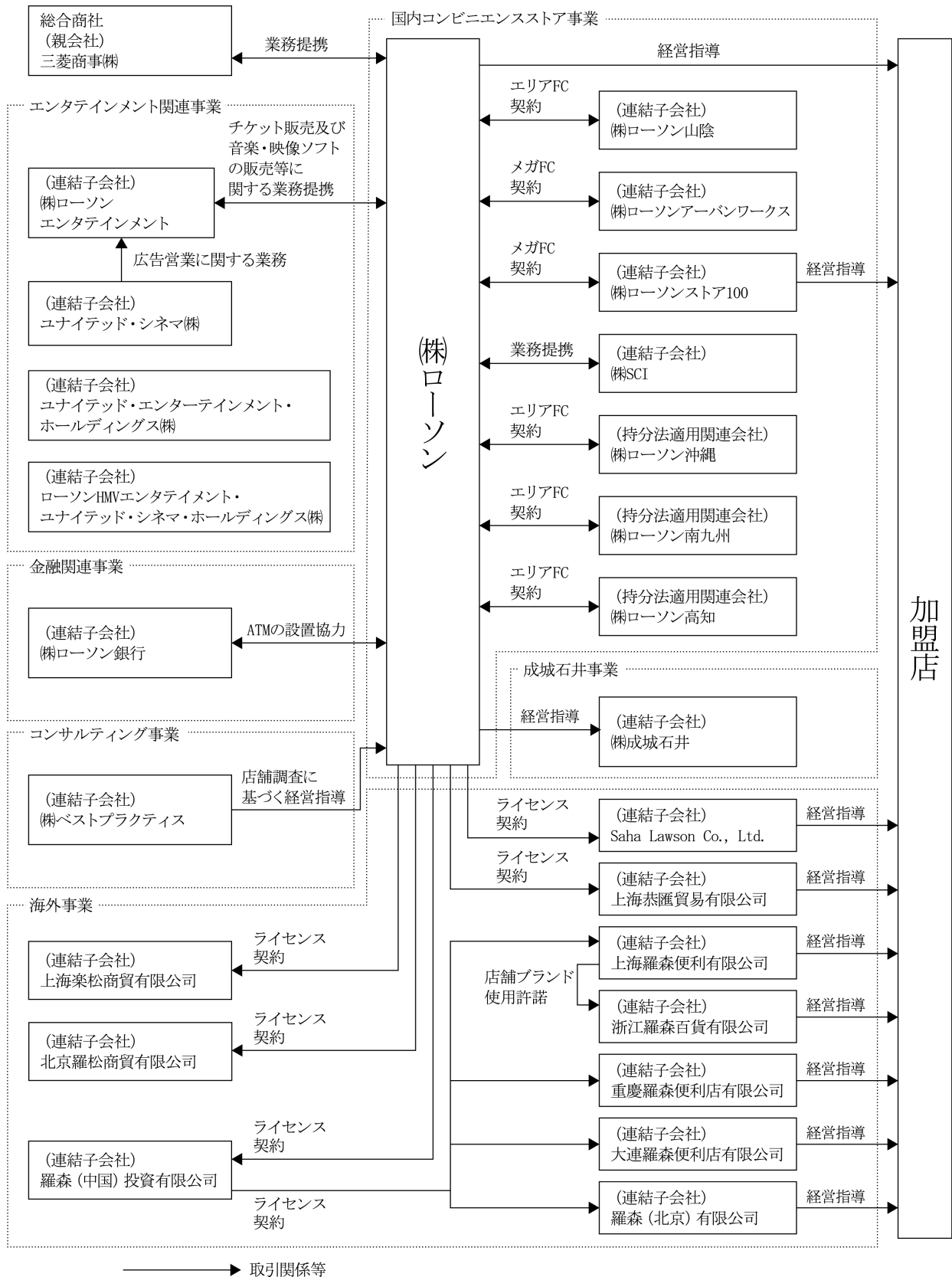
〔金融関連事業〕

- ・連結子会社の株式会社ローソン銀行は、銀行業を営んでおります。

〔海外事業〕

- ・連結子会社の羅森（中国）投資有限公司は、中華人民共和国において事業を営む会社を統括しております。
- ・連結子会社の上海羅森便利有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の上海樂松商貿有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗を運営しております。
- ・連結子会社の上海恭匯貿易有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の浙江羅森百貨有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。

- 連結子会社の重慶羅森便利店有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
 - 連結子会社の大連羅森便利店有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
 - 連結子会社の羅森（北京）有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
 - 連結子会社の北京羅松商貿有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗を運営しております。
 - 連結子会社のSaha Lawson Co., Ltd. は、タイ王国で小型店舗「LAWSON 108」「108SHOP」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- [コンサルティング事業]
- 連結子会社の株式会社ベストプラクティスは、店舗調査に基づきローソン店舗の改善提案を行っております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	役員の 兼任 (人)	資金援助等	営業上の取引	設備の賃貸借
(親会社)								
三菱商事株式会社 (注) 3	東京都 千代田区	204,446 百万円	総合商社	被所有 50.2	—	—	業務提携契約 上の取引	—
(連結子会社)								
株式会社ローソン山陰	鳥取県 米子市	25 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	100	—	—	各種業務の受託 ロイヤリティ フィーの受取	—
株式会社ローソンアー バンワークス	東京都 品川区	10 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	100	—	資金の貸付 220 百万円	各種業務の受託 ロイヤリティ フィーの受取	店舗・事務所の 転貸
株式会社ローソンスストア 100	東京都 品川区	99 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	100	3	資金の借入 300 百万円	各種業務の 受託・委託 ロイヤリティ フィーの受取 経営指導	事務所の転貸
株式会社SCI	東京都 品川区	10 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	100	1	資金の借入 10,200 百万円	各種業務の受託 経営指導	事務所の転貸
株式会社成城石井 (注) 7	東京都 世田谷区	100 百万円	成城石井 事業	100	3	資金の借入 10,900 百万円	商品の購入 経営指導	店舗の転貸
株式会社ローソンエンタ テインメント	東京都 品川区	100 百万円	エンタテ インメン ト関連事 業	100	3	資金の借入 17,500 百万円	商品の購入 各種業務の 受託・委託 経営指導	事務所の転貸
ローソンHMVエンタテイ メント・ユナイテッド・シ ネマ・ホールディングス 株式会社	東京都 品川区	100 百万円	エンタテ インメン ト関連事 業	100 (100)	—	—	—	—
ユナイテッド・エンター テインメント・ホールデ ィングス株式会社	東京都 品川区	100 百万円	エンタテ インメン ト関連事 業	100 (100)	—	—	—	—
ユナイテッド・シネマ株 式会社	東京都 品川区	100 百万円	エンタテ インメン ト関連事 業	100 (100)	1	資金の貸付 200 百万円	—	—
株式会社ローソン銀行 (注) 4	東京都 品川区	11,600 百万円	金融関連 事業	95	2	—	各種業務の 受託・委託	—
羅森(中国)投資有限公司 (注) 4	中華人民 共和国 上海市	2,352 百万中国元	海外事業	100	2	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
上海羅森便利有限公司	中華人民 共和国 上海市	353 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	—	—
上海樂松商貿有限公司	中華人民 共和国 上海市	0.1 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	役員の兼任(人)	資金援助等	営業上の取引	設備の賃貸借
上海恭匯貿易有限公司	中華人民共和国上海市	0.3 百万中国元	海外事業	85 (85)	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
浙江羅森百貨有限公司	中華人民共和国杭州市	10 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	—	—
重慶羅森便利店有限公司	中華人民共和国重慶市	190 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	—	—
大連羅森便利店有限公司	中華人民共和国大連市	66 百万中国元	海外事業	98.3 (98.3)	—	—	—	—
羅森(北京)有限公司	中華人民共和国北京市	184 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	—	—
北京羅森商貿有限公司	中華人民共和国北京市	0.1 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
Saha Lawson Co., Ltd. (注)5	タイ王国バンコク市	1,367 百万バーツ	海外事業	49.2	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
株式会社ベストブラク ティス	東京都品川区	10 百万円	コンサル ティング 事業	100	—	資金の借入 100 百万円	各種業務の委託	事務所の転貸
(持分法適用関連会社)								
株式会社ローソン沖繩	沖縄県浦添市	10 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	49	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
株式会社ローソン南九州	鹿児島県鹿児島市	100 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	49	—	資金の貸付 490 百万円	ロイヤリティ フィーの受取	—
株式会社ローソン高知 (注)6	高知県高知市	50 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	49	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	店舗の転貸

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は、間接所有で内数であります。

3. 有価証券報告書を提出しております。

4. 特定子会社に該当しております。

5. 持分は、100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。

6. 共同支配企業に該当しております。

7. 株式会社成城石井については、営業総収入(連結会社相互間の内部営業総収入を除く)の連結営業総収入に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 営業総収入	93,769 百万円
	② 経常利益	9,042 〃
	③ 当期純利益	5,348 〃
	④ 純資産額	41,732 〃
	⑤ 総資産額	56,590 〃

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年2月29日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
国内コンビニエンスストア事業	5,426	(4,737)
成城石井事業	1,087	(2,375)
エンタテインメント関連事業	1,213	(1,058)
金融関連事業	150	(17)
報告セグメント計	7,876	(8,187)
その他	2,696	(2,832)
合計	10,572	(11,019)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は年間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、上海羅森便利有限公司等が営んでいる海外事業等を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
4,599 (2,409)	40.3	13.1	6,530

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は年間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。
3. 提出会社の従業員は、すべて国内コンビニエンスストア事業に属しております。

(3) 労働組合の状況

- ① 名称 UAゼンセン ローソンユニオン
- ② 結成年月日 1990年10月26日
- ③ 組合員数 2,812名
- ④ 労使関係 安定しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、すべての企業活動の根底にあるものとしてグループ理念を策定しております。

〈グループ理念〉

私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。

また、このグループ理念のもとに、ローソンが目指すべきゴールイメージを明確化し、すべての活動をこのゴールイメージに向かうものとするべく、ビジョンを掲げております。

〈ビジョン〉

目指すは、マチの“ほっと”ステーション。

併せて、このビジョンを実現するために全員が丸となって邁進していくことが可能となるよう、個人に求められる行動を明確化するべく、ローソンWAYを定めております。

〈ローソンWAY〉

1. マチ一番の笑顔あふれるお店をつくろう。
2. アイデアを声に出して、行動しよう。
3. チャレンジを、楽しもう。
4. 仲間を想い、ひとつになろう。
5. 誠実でいよう。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、中長期経営戦略の見地から、株主資本の最適活用を図る経営指標として、ROE（連結自己資本当期純利益率）が適しており、その向上のためには持続的な利益成長が不可欠であると考えております。FC加盟店オーナーの皆さまと一緒にローソン型次世代コンビニエンスストアモデルを構築し、ひとつひとつの店舗が地域一番店として日販及び店舗利益を向上させるとともに、国内外での店舗ネットワークの拡充を図ることで、連結営業利益の向上を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

コンビニエンスストア業界は、少子高齢化による人口減少、寡占化の進行、環境意識の高まりなど過去経験したことのない状況にあります。このような中で当社グループが対処すべきと考える主な課題は以下の項目のとおりであり、これらの課題に取り組むことが経営戦略の根幹であると考えております。

(4) 会社の対処すべき課題

① 加盟店の安定した店舗経営継続

当社では、加盟店の安定した店舗経営継続を重要課題としております。加盟店の複数店経営促進による経営の安定化に向けた施策、新規加盟者が安心して経営をスタートできる施策など短期・中長期の取り組みを行い、加盟店との間に更なる強いパートナーシップを築いてまいります。

② 商品力等の更なる強化

当社は、「圧倒的な美味しさ」「人への優しさ」「地球（マチ）への優しさ」という3つの約束を掲げ、これらの徹底により、商品力の更なる強化や社会の課題に対応し、お客さまにレコメンド（推奨）されるお店を目指してまいります。

③ 人手不足への対応

少子高齢化等の理由によるFC加盟店オーナー不足や店舗クルー不足に対応してまいります。多店舗経営や複数店舗経営を推進するとともに、様々な性別、年齢、国籍の方に店舗で働いていただけるよう、デジタル技術を最大限活用し、店舗オペレーションの簡素化、効率化を進め、働きやすさの追求と省人化に取り組んでまいります。

④ 将来の成長分野へのチャレンジ

グループの中心である国内コンビニエンスストア事業のほか、金融関連、成城石井、エンタテインメント関連、海外などの各事業において、将来の成長分野のビジネスモデルの確立などを中心としたチャレンジを続けるとともに、グループ各社の特徴を最大限に生かし、相乗効果の創出に努めてまいります。

その際、先進的なデジタル技術を活用するとともに、グループの有するリアルな店舗や顧客基盤等の経営資源も活用してまいります。

⑤ 社会課題等への対応

SDGs（持続可能な開発目標）に関連する社会的課題の解決に向けて、昨年立ち上げた「SDGs委員会」において、当社グループで取り組むべき項目・課題を明確化するとともに、定期的に進捗を確認することで、課題解決に向けた取り組みを推進しており、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、気候変動関連のリスクや機会については、リスクマネジメントに加え、財務に及ぼす影響の開示についても検討してまいります。

⑥ 内部統制の充実と事業リスクへの対応

継続的に事業を展開していくためには、グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠と考えております。また、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みは、当社グループを取り巻くあらゆるステークホルダーの期待に応えられるよう、積極的な取り組みを通じて、企業価値の向上に繋げてまいります。引き続き、内部統制の充実と事業リスクへの対応に注力してまいります。

なお、当社は2017年2月から三菱商事株式会社の連結子会社となり、親子上場となったものの、取締役には一般株主と利益相反が生じない独立役員を複数名指定することとしております。また、7名中6名が独立役員で、非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成する「指名・報酬諮問委員会」を任意で設置しており、取締役の報酬や代表取締役及び取締役候補者について諮問し、取締役会に提言することで、経営の透明性を確保し、より公正な判断ができるような体制にしております。

2 【事業等のリスク】

当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のある主なリスクは、以下のとおりであると認識しております。当社グループでは、これらのリスクが発生する可能性を十分認識し、リスク管理を行うとともに、最善の対処をいたす所存です。なお、これらは提出日現在において判断したものであり、当社グループの事業に関するリスクをすべて網羅しているとは限りません。

(1) 経済情勢の変動に関するリスク

①金利の変動

当社グループの有利子負債の一部は変動金利となっております。そのため、金利の変動が当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②為替の変動

当社グループは、海外事業に係る外貨建ての資産・負債を有しております。また、海外調達している商品・原材料等については原則として円建てで契約しておりますが、契約価格は契約時点の為替レートが基準となります。そのため、為替レートの変動が当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③原材料価格の高騰

原油価格の高騰や異常気象等、予測困難な問題により原材料価格が上昇した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業活動に関するリスク

①事業活動の変化

当社グループは、国内コンビニエンスストア事業を主たる事業としております。事業展開している国内、海外の経済環境、景気動向、社会構造の変動や異常気象がもたらす消費動向の変化及びコンビニエンスストア同業他社・異業種小売業などとの競争状況の変化などが生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②食品の安全性・衛生管理及び表示

当社グループは、主たる事業である国内コンビニエンスストア事業及び成城石井事業並びにエンタテインメント関連事業にて、お客さま向けに食品の販売を行っております。当社グループでは、取引先と協力して製造プロセスから配送・販売に至るまで、品質管理を厳守し、消費期限、賞味期限、産地、原料等の表示を適切に行うとともに、配送・販売時においても厳格な衛生管理と期限管理を行っております。しかし万一、食中毒、異物混入などの重大事由又は食品表示の誤りが発生した場合、お客さまの信頼を損ない、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、万一当該事由が発生した場合、できる限り速やかにマスコミ等に公表することにより、

お客さまへの影響を最小限に抑えるとともにお客さまからの信頼を確保するために全力を尽くす所存です。

③M&Aや業務提携

当社グループは、株式の取得や業務提携等を通じて事業の拡大や新規事業への進出を行っております。また、これらの投資に伴いのれんを計上している場合もあります。当該事業が目論見どおりの収益を上げられない場合、のれんの減損を含め、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④債権の回収不能に関するリスク

当社グループは、サプライチェーンにおける取引先に対し債権を有しております。また、店舗の賃借に際し貸貸人へ敷金・保証金を差し入れております。そのため、取引先や貸貸人の信用状況が悪化し当社グループの債権が回収不能となった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤有形固定資産の減損

当社グループは店舗を中心に多額の有形固定資産を有しております。周辺環境の変化等により十分な将来キャッシュ・フローが期待できない状況に至り、減損損失を計上する必要が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥個人情報の取扱い

当社グループでは、事業の過程において、お客さま、株主、取引先、FC加盟店オーナー等の個人情報を取り扱っております。当社グループは個人情報の漏洩及び個人情報への不正なアクセスを重大なリスクと認識し、情報セキュリティに最善の対策を講じるとともに、「ローソングループ個人情報保護方針」を制定し、当社グループ内にも周知徹底しております。しかし万一、個人情報の漏洩・流出が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、万一当該事由が発生した場合、できる限り速やかにマスコミ等に公表することにより、お客さま等関係者への影響を最小限に抑えるとともに関係者からの信頼を確保するために全力を尽くす所存です。

(3) 法規制等に関するリスク

法的規制等の変更による影響

当社グループは、日本全国47都道府県及び中国（上海市とその周辺地域・重慶市・大連市・北京市・武漢市、合肥市、長沙市、瀋陽市等）、タイ、インドネシア、フィリピン、米国（ハワイ州）に店舗を展開し、店舗の大半が24時間営業を行っております。そのため、出店地域における、店舗開発、店舗営業、衛生管理、商品取引、環境保護等に関する様々な法規制を遵守し、事業を推進する上で必要な許認可を取得し、事業を行っております。

従って、将来において、予期せぬ法規制の変更、行政の指導方針の変更等が生じた場合、新たなコストが発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) フランチャイズ（FC）事業

当社グループは、主たる事業である国内コンビニエンスストア事業にて、フランチャイズシステムを採用し、FC加盟店オーナーとの間で締結するフランチャイズ契約に基づいて、当社グループが保有する店舗ブランド名にてチェーン展開を行っております。従って、契約の相手先であるFC加盟店における不祥事等によりチェーン全体のブランドイメージが影響を受けた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、フランチャイズシステムは、契約当事者の双方向の信頼関係により業績が向上するシステムであり、FC加盟店オーナーと当社グループのいずれかの要因により信頼関係が損なわれ、万一多くの加盟店とのフランチャイズ契約が解消される事態に至った場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 銀行事業

当社グループにおいて銀行事業を営む株式会社ローソン銀行は、銀行法、割賦販売法、犯罪収益移転防止法等の法令諸規則、監督官庁の指針等の適用を受けております。また、銀行法では銀行業者に対する自己資本比率規制、アームズ・レングス・ルール等の業務遂行上の様々な規制を定めており、これらが適切に遂行されない場合には、金融庁から営業の全部又は一部の停止等の行政上の措置が課される可能性があります。

これらの法令諸規則、監督官庁の指針等は、将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては商品・サービスの展開が制限される等、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性が

あります。

また、キャッシュレス決済の急拡大、現金流通の急速な減少等の環境変化に対し、事業構造の変化、対応が遅れた場合にも、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 災害、トラブル等に関するリスク

①災害等の影響

当社グループは日本全国47都道府県に店舗等を展開するナショナルチェーンであるとともに、中国（上海市とその周辺地域・重慶市・大連市・北京市・武漢市、合肥市、長沙市、瀋陽市等）、タイ、インドネシア、フィリピン、米国（ハワイ州）に店舗を展開しております。そのため、地震・津波・台風・大雪等の自然災害の到来により当社グループの店舗、ベンダー工場、物流センターその他の施設に物理的な損害又は商品配送の混乱が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、自然災害発生時はもとより、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の大流行時においても、当社グループの主たる事業である国内コンビニエンスストア事業は社会的機能維持のために、事業継続計画に基づき店舗の営業を継続いたしますが、万一、一時的な店舗閉鎖や企業活動・社会生活・消費動向の大幅な変化等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界的に拡大しパンデミックに及んでいる新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に向けた日本政府からの緊急事態宣言の発出等が、一部店舗における臨時休業、営業時間短縮につながっており、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②IT（情報技術）システムのトラブル

地震等の自然災害やコンピューターウイルスによる感染等により、ITシステムに不具合が生じた場合、情報ネットワークシステムに支障が生じ、商品配送の混乱、店舗サービス業務停止が予測されます。結果として当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③レピュテーションリスク

当社グループの商品・サービスの品質トラブルや、当社グループの役職員・FC加盟店の不祥事等、当社グループのあらゆる活動における問題発生による評価・評判の悪化は、ブランド価値を低下させ、販売不振等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

また、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績

当期におきましては、高齢化や核家族化、女性の社会進出、健康志向の高まりなど、社会のニーズの変化がコンビニエンスストア業界にとって追い風となる一方、業界の垣根を越えた競争が激化しております。こうした環境下において、人手不足や人件費の高騰など、加盟店を取り巻く環境もますます厳しくなっておりますが、当社は、2015年から発注システムのセミオート化、自動釣銭機能付POSレジの導入など、デジタル技術の最大活用により店舗の生産性の向上を図ってきております。

2019年4月に加盟店との関係強化並びに加盟店支援を推進するための「行動計画」を策定し、11月にはその進捗状況をお知らせいたしました。さらに、2020年2月には、加盟店経営の安定化に向けての新たな施策として、低利益の加盟店の複数化に向けた支援、店長育成支援、新規加盟者への施策など、短期～中長期の取り組みを発表いたしました。今後も加盟店との更なる強いパートナーシップを築いてまいります。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大で、一部の商品販売やお客さまの来店動向などが変化しておりますが、当期の業績への大きな影響はありません。

当連結会計年度の業績につきましては、営業総収入7,302億36百万円（前期比4.2%増）、営業利益629億43百万円（同3.6%増）、経常利益563億46百万円（同2.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益201億8百万円（同21.4%減）となりました。

また、2019年度内部統制基本方針に基づき、当社グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応にも注力してまいりました。今後ともより一層、内部統制の充実を図ってまいります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(国内コンビニエンスストア事業)

国内コンビニエンスストア事業につきましては、すべてのお客さまから推奨されるローソンを目指し、「圧倒的な美味しさ」「人への優しさ」「地球（マチ）への優しさ」の3つの約束を実現するための施策を実行しております。ローソンならではの、圧倒的に美味しくかつ健康を意識した商品を開発することで商品力を一層強化するほか、店舗における心のこもった接客の徹底、食品廃棄やプラスチック使用量の削減といった地球環境への配慮などに取り組んでおります。

2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられ、これに伴い消費税軽減税率制度が導入されました。ローソン店舗においては、イートインでの飲食・酒類等を除く飲食料品が軽減税率の対象となっております。なお、消費税率の引上げに伴い政府が実施する補助金事業の1つとして、ローソンの対象店舗において、キャッシュレス決済で購入されたお客さまには、支払額の2%が還元されております。

[店舗運営の状況]

店舗運営につきましては、3つの徹底（①心のこもった接客、②マチのニーズに合った品揃えの徹底、③お店とマチをきれいにする）の強化に努めてまいりました。当期も、店舗オペレーションの改善や加盟店支援策の強化を積極的に推進しております。

自動釣銭機能付POSレジのセルフモードを利用したセルフレジの展開につきましては、引き続き導入店舗の拡大を進めてまいります。なお、2020年1月、全国の加盟店102店舗において正月休業実験を実施いたしました。その実験結果を踏まえて、次期以降の取り組みを検討してまいります。

〔商品及びサービスの状況〕

商品につきましては、「圧倒的な美味しさ」を実現するべく、新商品の開発と既存商品の更なる質の向上に注力いたしました。米飯では、2019年4月に発売した、粒立ちが良くふんわりした食感のご飯が特徴の新シリーズ「金しゃりおにぎり」が好評を博し、ローソンの代表的な定番商品となった「悪魔のおにぎり」シリーズも堅調に推移しました。調理パンでは、サンドイッチのリニューアルや新シリーズ「SAND FULL（サンドフル）」で新しい食シーンを取込んだことにより、好調が継続しました。カウンターファストフードでは、リニューアルした「Lチキ」シリーズや、「MACHI café」で定番に加えて季節ごとの新商品が人気を博しました。

デザートでは、2019年3月に発売した「バスチャー -バスク風チーズケーキ-」が人気を集めたことに加え、「Uchi Café」スイーツのヒット商品が相次ぎ、ローソンのスイーツが話題を集めました。またベーカリーにおいては、素材や製法にこだわり、食感と具材の美味しさを追求したベーカリーの新シリーズ「マチノパン」シリーズを2019年3月に発売、定番商品のリニューアルも奏功し好調に推移しました。

販売促進施策につきましては、エンタテインメント分野の強みを生かしたスタンプキャンペーン、スマホスタンプラリーやわくわくスピードくじなど集客効果のある施策を展開いたしました。

〈国内コンビニエンスストア事業の商品別チェーン全店売上高〉

商品群別	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		前期比(%)
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)	
加工食品	1,202,619	52.6	1,237,391	52.8	102.9
ファストフード	544,530	23.8	546,542	23.3	100.4
日配食品	329,545	14.4	351,442	15.0	106.6
非食品	208,612	9.2	209,624	8.9	100.5
合計	2,285,308	100.0	2,345,000	100.0	102.6

(注) 上記表は、株式会社ローソンと株式会社ローソン山陰の合計となります。

[店舗開発の状況]

出店につきましては、収益性を重視した店舗開発を継続しております。

当期における「ローソン」「ナチュラルローソン」「ローソンスストア100」の国内の出店数は554店舗、閉店数は低収益の店舗の整理を進めたことなどにより769店舗となり、2月末日現在の国内総店舗数は14,444店舗となりました。*

高齢化やセルフメディケーションへの意識の高まりなどに対応したコンビニエンスストアモデル構築への取り組みとして、調剤薬局、ドラッグストアチェーンとの提携により、一般用医薬品や調剤薬品を取り扱うとともに、通常のローソンよりも化粧品、日用品などの品揃えを増やしたヘルスケア強化型店舗を継続して展開しております。このヘルスケア強化型店舗も含めた一般用医薬品の取扱店舗数は、2月末日現在で222店舗（うち、調剤薬局併設型店舗数は49店舗）となりました。また、介護相談窓口併設型店舗数は、2月末日現在で24店舗となりました。さらに、病院内コンビニエンスストアとして、コンビニエンスストアの標準的な商品やサービスに加え、医療衛生・介護・リハビリ用品などの品揃えを強化した「ホスピタルローソン」の展開は、2月末日現在で323店舗となりました。引き続き、これまで培った病院内コンビニエンスストアのノウハウを生かし、病院に関わるあらゆる人々の生活をサポートしてまいります。

「ナチュラルローソン」につきましては、美しく健康で快適なライフスタイルをサポートするお店として、素材にこだわったオリジナル商品や、有名ブランドとのコラボレーション商品など、「ナチュラルローソン」でしか手に入れることのできない商品を取り揃えております。また、「ローソンスストア100」は、新鮮な野菜や果物、デューリー食品、お惣菜、飲料から日用品まで幅広い品揃えで、価値ある100円商品を中心に、お客さまのニーズに対応するお店として展開しております。2月末日現在で「ナチュラルローソン」の店舗数は145店舗、「ローソンスストア100」の店舗数は742店舗となりました。

* 出店数、閉店数、国内総店舗数には、当社の運営する店舗のほか、子会社である株式会社ローソン山陰、持分法適用関連会社である株式会社ローソン高知、株式会社ローソン南九州、株式会社ローソン沖縄の運営する店舗を含めております。

〈国内店舗数の推移〉

	2019年2月28日 現在の総店舗数	期中増減	2020年2月29日 現在の総店舗数
ローソン	13,714	△157	13,557
ナチュラルローソン	139	6	145
ローソンストア100	806	△64	742
合計	14,659	△215	14,444

〈国内地域別店舗分布状況（2020年2月29日現在）〉

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	673	茨城県	223	京都府	322	愛媛県	211
青森県	270	東京都	1,715	滋賀県	156	徳島県	136
秋田県	185	神奈川県	1,088	奈良県	138	高知県	139
岩手県	175	静岡県	285	和歌山県	148	福岡県	517
宮城県	252	山梨県	135	大阪府	1,123	佐賀県	74
山形県	114	長野県	172	兵庫県	666	長崎県	111
福島県	162	愛知県	723	岡山県	202	大分県	188
新潟県	225	岐阜県	180	広島県	235	熊本県	159
栃木県	199	三重県	138	山口県	116	宮崎県	104
群馬県	243	石川県	105	鳥取県	139	鹿児島県	195
埼玉県	689	富山県	185	島根県	145	沖縄県	239
千葉県	603	福井県	110	香川県	132	国内合計	14,444

(注) 上記表には、当社の運営する店舗のほか、子会社である株式会社ローソン山陰、持分法適用関連会社である株式会社ローソン高知、株式会社ローソン南九州、株式会社ローソン沖縄の運営する店舗を含めております。

[その他]

2019年12月16日にKDD I株式会社と当社の顧客基盤を生かしたデータマーケティングの推進や先端テクノロジーの活用による新たな消費体験の創出に向けて、資本業務提携契約を締結いたしました。この提携により、KDD Iの第5世代移動通信システム「5G」をはじめとする先端テクノロジーと当社の1万4千店舗を超えるリアル基盤を組み合わせ、データや金融サービスを絡めた次世代型コンビニサービスを展開し新しい消費体験を創造していきます。

また、2020年2月には「富士通新川崎TSレジレス店」において、デジタル技術を活用し、レジを通らずに買い物ができる“レジなし店”の実証実験を開始いたしました。

これらの結果、国内コンビニエンスストア事業の営業総収入は4,715億51百万円（前期比0.6%増）、セグメント利益は471億21百万円（同2.4%減）となりました。

(成城石井事業)

食にこだわる高品質スーパーマーケット「成城石井」では、こだわりのある安心・安全な食品をお客さまに提供しております。2月末日現在の直営店舗数は154店舗となりました。「成城石井」のこだわりのあるオリジナル惣菜は引き続き多くのお客さまに支持され、売上は堅調に推移しております。今後も、商品開発力や製造小売業としてのノウハウ、販売手法などの強みを生かし、「成城石井」のブランド力の向上に努めてまいります。

これらの結果、成城石井事業の営業総収入は931億19百万円（前期比7.4%増）、セグメント利益は83億48百万円（同12.6%増）となりました。

(エンタテインメント関連事業)

エンタテインメント関連事業の中核をなす株式会社ローソンエンタテインメントは、チケット事業において業界トップクラスの取扱高を維持しております。物販事業においては、全国にて音楽・映像ソフトの専門店「HMV」を中心に、書籍・CD・DVDなどを販売する複合店「HMV&BOOKS」やレコード専門店「HMV record shop」を含め、2月末日現在で56店舗を展開しております。

また、シネコン事業を行うユナイテッド・シネマ株式会社は、2月末日現在で、全国43サイト、389スクリーンの劇場（運営受託を含む）を展開しております。

これらの結果、エンタテインメント関連事業の営業総収入は853億46百万円（前期比9.3%増）、セグメント利益は53億13百万円（同18.1%増）となりました。

(金融関連事業)

金融関連事業につきましては、基盤となる共同ATM事業では提携金融機関の拡大に取り組み、ローソン銀行ATMのサービス拡充を進めてまいりました。

また、ローソン銀行が発行するクレジットカード「ローソンPontaプラス」は、「ローソン」、「ナチュラルローソン」、「ローソストア100」の店舗でご利用いただくことで、Pontaポイントが上乘せ加算されたり、入会後のご利用条件の達成でポイントが追加付与されたりするなどサービスを充実させ、会員数を拡大させております。

2月末日現在、全国のATM設置台数は13,353台（前期末比106台減）、1日1台当たりのATM平均利用件数は47.5件、提携金融機関数はネット銀行も含め全国で124金融機関（前期末比13金融機関増）となりました。

これらの結果、金融関連事業の営業総収入は340億89百万円（前期比11.5%増）、セグメント利益は30億88百万円（同38.9%増）となりました。

(その他の事業)

当社グループには、上記以外に、海外事業などがあります。

海外事業につきましては、中国、タイ、インドネシア、フィリピン、米国ハワイ州におきまして、各地域の運営会社が「ローソン」店舗を展開しております。

中国におきましては、上海市を中心に、重慶市、大連市、北京市、武漢市、合肥市、長沙市、瀋陽市等に進出地域を拡大させています。2月末日現在の中国内の店舗数は合計で2,646店舗となりました。

〈海外地域別ローソンプランド店舗分布状況〉

出店地域	2019年2月28日 現在の総店舗数	期中増減	2020年2月29日 現在の総店舗数
中国 上海市と その周辺地域	1,227	347	1,574
中国 重慶市	198	37	235
中国 大連市	146	46	192
中国 北京市と その周辺地域	108	45	153
中国 瀋陽市	—	26	26
中国 武漢市	308	93	401
中国 合肥市	20	30	50
中国 長沙市	—	15	15
タイ	120	13	133
インドネシア	42	30	72
フィリピン	39	26	65
米国 ハワイ州	2	—	2
合計	2,210	708	2,918

これらの結果、その他の事業の営業総収入は572億75百万円（前期比26.1%増）、セグメント損失は9億29百万円（同42.6%減）となりました。

販売の実績は、次のとおりであります。

当社グループは、国内コンビニエンスストア事業を主な事業内容とし、成城石井事業、エンタテインメント関連事業、金融関連事業及び海外事業等を営んでおります。

下記販売の実績は、国内コンビニエンスストア事業に係るものであります。

a 商品別売上状況（直営店）

商品別	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		前期比(%)
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)	
加工食品	51,770	49.3	48,883	49.1	94.4
ファストフード	21,729	20.7	20,490	20.6	94.3
日配食品	20,284	19.3	19,417	19.5	95.7
非食品	11,271	10.7	10,749	10.8	95.4
合計	105,055	100.0	99,540	100.0	94.8

(注) 1. 売上高は、株式会社ローソン及び株式会社ローソン山陰の運営する店舗の売上高を合計しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b 商品別売上状況（加盟店）

商品別	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)		前期比(%)
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)	
加工食品	1,150,849	52.8	1,188,507	52.9	103.3
ファストフード	522,801	24.0	526,052	23.4	100.6
日配食品	309,260	14.2	332,024	14.8	107.4
非食品	197,341	9.0	198,874	8.9	100.8
合計	2,180,253	100.0	2,245,459	100.0	103.0

(注) 1. 売上高は、株式会社ローソン及び株式会社ローソン山陰の運営する店舗の売上高を合計しております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c 国内コンビニエンスストア事業 グループ全店売上高

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
	金額(百万円)	前期比(%)	金額(百万円)	前期比(%)
当社	2,236,125	106.0	2,296,156	102.7
グループ会社	149,774	101.8	151,312	101.0
チケット等 取扱高	353,045	104.0	372,601	105.5
合計	2,738,944	105.5	2,820,070	103.0

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. グループ会社は、株式会社ローソン山陰、株式会社ローソン高知、株式会社ローソン南九州及び株式会社ローソン沖縄の運営する店舗の売上高を合計しております。
3. チケット等取扱高は、当社グループの運営する国内のコンビニエンスストア事業全て(当社及びグループ会社を含む)の取扱高を合計しております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の資産の状況につきまして、流動資産は、前連結会計年度末と比べ170億93百万円増加し、6,366億97百万円となりました。これは主に、未収入金が381億52百万円増加、現金及び預金が106億52百万円減少したことなどによるものです。固定資産は、前連結会計年度末と比べ16億90百万円減少し、7,210億35百万円となりました。これは主に、有形固定資産が106億38百万円増加、無形固定資産が96億8百万円減少、投資有価証券などの投資その他の資産が27億20百万円減少したことなどによるものです。この結果、総資産は前連結会計年度末と比べ154億2百万円増加し、1兆3,577億32百万円となりました。

当連結会計年度末の負債の状況につきまして、流動負債は、前連結会計年度末と比べ365億59百万円減少し、5,619億63百万円となりました。これは主に、短期借入金が867億50百万円減少、1年内返済予定の長期借入金が500億円減少、預り金が612億91百万円増加したことなどによるものです。固定負債は、前連結会計年度末と比べ585億97百万円増加し、5,204億21百万円となりました。これは主に、長期借入金が500億円増加したことなどによるものです。この結果、負債合計は前連結会計年度末と比べ220億37百万円増加し、1兆823億85百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産の状況につきまして、純資産は、前連結会計年度末と比べ66億34百万円減少し、2,753億47百万円となりました。これは主に、資本剰余金が23億79百万円減少、その他有価証券評価差額金が18億52百万円減少したことなどによるものです。この結果、自己資本比率は20.0%（前連結会計年度末は20.6%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ106億52百万円減少し、3,435億83百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に未払金の増減額、預り金の増減額、銀行業におけるコールローン・コールマネーの純増減の増減影響などにより、前連結会計年度と比べ741億8百万円増加し、2,027億3百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出の減少、無形固定資産の取得による支出の減少などにより、前連結会計年度と比べ319億43百万円支出が減少し、△490億74百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入の減少、短期借入金の純増減額の増減影響などにより、前連結会計年度と比べ4,418億48百万円収入が減少し、△1,639億10百万円となりました。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性は、新規出店、既存店舗の改装及び新規ビジネスの他、配当金の支払い等に資金を充当しております。

運転資金と投資資金については営業キャッシュフローでの充当を基本とし、必要に応じて資金調達を実施しております。

(SDGsへの取り組み)

当社はグループ理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」に基づき、当社の事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指すため、2019年3月1日付でSDGs委員会を設置いたしました。同委員会を核に、全社を挙げて事業活動において社会課題の解決につながる取り組みを一つひとつ進めております。

具体的には、当社のバリューチェーンまでを含めた事業活動において環境・社会・経済に対する影響が大きい課題を洗い出し、優先すべき社会課題を特定して「6つの重点課題」を決定いたしました。

< 6つの重点課題 >

1. 安全・安心と社会・環境に配慮した圧倒的な高付加価値商品・サービスの提供
2. 商品や店舗を通じてすべての人の健康増進を支援
3. 働きやすく、働きがいのある環境の提供
4. 子どもの成長と女性・高齢者の活躍への支援
5. 社会インフラの提供による地域社会との共生
6. 脱炭素社会への持続可能な環境保全活動

特に、6番目の持続可能な環境保全活動については、社会・環境面に関わる目標（KPI）として、①食品ロス削減、②プラスチック削減（容器包装、レジ袋）、③CO2排出量削減の3つに関して「2030目標（KPI）」を設定し、重点的に取り組みを進めております。さらに、2050年のあるべき姿に向けて「Lawson Blue Challenge 2050！～“青い地球”を維持するために！～」と題して、脱炭素社会の形成及びSDGsが目指す姿にさらに貢献すべく高い目標にチャレンジしております。

課 題	2030年KPI	2050年KPI
食品ロス削減	2018年対比 50%削減	100%削減
プラスチック削減 (※包装容器プラスチック削減)	2017年対比 30%削減 ※オリジナル商品容器・包装は 環境配慮型素材50%使用	※オリジナル商品容器・包装は 環境配慮型素材 100%使用
プラスチック削減 (レジ袋削減)	2017年対比 プラスチック製レジ袋 100%削減	—
CO2排出量削減	2013年対比 30%削減	100%削減

食品ロス削減については、2019年6月11日から8月31日までの82日間、愛媛県216店舗、沖縄県236店舗、合計452店舗（2019年8月末時点）において、食品ロス削減実験「Another Choice（アナザーチョイス）」を実施いたしました。その結果、寄付金として愛媛県3,254,673円、沖縄県5,036,165円、合計8,290,838円を子どもの夏休みの食事支援などに活用していただきました。

プラスチック削減については、店内淹れたてコーヒーサービス「MACHI café」のアイスコーヒーのSカップをプラスチック製から紙製に切り替えるとともに、ストローが不要なフタを採用するなどの取り組みを実施いたしました。これにより、1杯当たりのプラスチック使用量を約8割削減する見込みです。

レジ袋については、2020年7月に予定されている全国におけるレジ袋有料化に対応し、レジ袋の仕様及び価格、オペレーションの検討を進め、7月1日からの有料化の準備を進めております。

地球温暖化防止及び店舗の電気使用量の削減のため、「ノンフロン（CO2冷媒）冷凍・冷蔵システム」の導入を推進し、2月末日までに約3,700店舗（前期末比約300店舗増）に導入いたしました。

このほか、ひとり親家庭で就学が困難な生徒さんの夢を応援する「ひとり親家庭支援奨学金制度」を継続し、2019年度の奨学生400名を決定し奨学金を給付いたしました。また、台風15号、台風19号等の災害時における募金活動を行ったほか、沖縄県の首里城火災においても沖縄県内の店頭募金箱及びポイントにおいて募金活動を実施いたしました。

当社はこれからも社会の一員として、FC加盟店やお客さま及びお取引先さまとともに、社会・環境の課題解決への取り組みを通してSDGs推進への貢献に努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 主要な加盟契約の要旨

a 当事者（当社と加盟者）の間で、取り結ぶ契約

(a) 契約の名称

フランチャイズ契約

(b) 契約の本旨

当社の許諾によるローソン・ストア経営のためのフランチャイズ契約関係を形成すること。

b 加盟に際し、徴収する加盟金、その他の金銭に関する事項

徴収する金銭の額		その性質
加盟金	1,000,000円	・左記①から②までの合計
① 研修費	500,000円	・スクールトレーニング及びストアトレーニングに参加してローソンのシステムを習得する際に係る費用。
② 開店準備手数料	500,000円	・スムーズな開店のための一連の作業に係る費用及び手数料。

c フランチャイズ権の付与に関する事項

(a) 当該加盟店におけるローソン・ストア経営について“ローソン”の商品商標・サービスマーク・意匠・その他の標章の使用権。

(b) 当社の指導援助のもと、ローソン・チェーンシステムの経営ノウハウ及びローソン・ストア経営に必要な各種マニュアル・資料・書式等が提供され、これらを使用する権利。

(c) 当社が貸与する店舗設備・什器備品の使用権。

d 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

(a) 加盟者の開店時に在庫する商品は、開店日までに当社が準備しますが、商品代金は加盟者が負担します。商品代金の支払は、日々加盟者が当社に送金する売上代金から随時充当決済されます。

(b) 開店後は加盟者が当社の推薦する仕入先及びその他の仕入先から商品を買取ります。商品代金の支払は、加盟者が当社に送金する売上代金から随時充当決済されます。

e 経営の指導に関する事項

(a) 加盟に際しての研修

加盟者を含む専従者は当社の定める研修のすべての課程を修了する必要があります。

(b) 研修の内容

イ スクールトレーニング（6日間）

当社の実施するローソン・チェーンシステムの理解、販売心得、接客方法、商品管理、法令遵守、従業員管理、経営計画書の策定

ロ スタートレーニング（14日間）

トレーニング店及びオープン予定店においてオープンに向け必要となる技術、技能の修得

(c) 加盟者に対する継続的な経営指導方法

イ 仕入先の推奨と仕入数量の提案および商品構成や陳列、管理、保管の状況に関する指導

ロ 販売促進活動に関する指導

ハ 接客態度、服装や身だしなみに関する指導

ニ 衛生管理、美観、清潔感の保持に関する指導

ホ 毎月の会計帳票の作成および会計業務に関する指導と助言

ヘ その他店舗運営全般に関する指導、助言、援助

f 契約の期間、契約満了後の新規契約及び契約解除に関する事項

(a) 契約期間

イ 契約の開始日……契約締結日

ロ 契約の終了日……新規オープン日の属する月の初日から満10か年目の日

(b) 契約満了後の新規契約の条件及び手続

契約満了により終了し、更新はありません。但し、契約終了の6か月前までに本部と加盟者が合意した場合には最新のフランチャイズ契約により再契約を締結します。

(c) 契約解除・解約の条件

当社又は加盟者がフランチャイズ契約上の定めに重大な違反をした場合や、信用不安となった場合など、フランチャイズ契約を継続しがたい事由が生じた場合は、その相手方はフランチャイズ契約を解除することができます。

解約すべきやむを得ない事由がない場合でも、当社又は加盟者は6か月前までに通知して解約金を支払いフランチャイズ契約を解約することができます。

g 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

原則として総荒利益高に下記の割合を乗じた金額を、当社が実施するサービスの対価として徴収します。

(a) 加盟店が店舗を用意するフランチャイズ店

月間総荒利益高	割合
1円～300万円部分	41%
300万1円～450万円部分	36%
450万1円～600万円部分	31%
600万1円～	21%

(b) 当社が店舗を用意するフランチャイズ店

月間総荒利益高	割合
1円～300万円部分	45%
300万1円～450万円部分	70%
450万1円～	60%

h 経費負担に関する事項

店舗営業に伴う経費は原則加盟者負担となります。

ただし、上記 g (a) 「加盟店が店舗を用意するフランチャイズ店」及び(b) 「当社が店舗を用意するフランチャイズ店」における、契約店舗の電気代及び店内空調にかかる燃料費については、その半額（上限金額は月額25万円まで）を当社が負担します。また、契約店舗で生じる商品の見切・処分については、その一部を当社が負担する支援を行います。

(2) 業務提携契約書

(三菱商事株式会社との契約)

当社は、2016年9月16日開催の取締役会において、当社が三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）との間で2000年2月に締結した業務提携契約（その後の改定を含みます。以下「原業務提携契約」といいます。）を変更することについて決議し、同日付で業務提携契約を締結いたしました（2017年2月15日発効）。

a 原業務提携契約の変更の理由

当社及び三菱商事は、三菱商事が当社を連結子会社とすることによって、国内コンビニエンスストア事業、海外コンビニエンスストア事業及びそれ以外の周辺事業において、三菱商事の有するネットワーク・人的リソースを当社が今まで以上に活用することで、従来以上に連携を深め当社の事業基盤の更なる強化に取り組むことが必要であるとの結論に至りました。

b 原業務提携契約の変更内容

(a) 業務提携の分野は以下のとおりとする。

イ 国内コンビニエンスストア事業

ロ 海外コンビニエンスストア事業

ハ 周辺事業

ニ その他両者が別途合意する事業

(b) 三菱商事は、当社の経営の独立性、主体性を尊重し、かつ、フランチャイズビジネスの本質である加盟店の利益も尊重して、業務提携を行う。

(c) 業務提携を効果的かつ実質的に推進することを目的に、三菱商事はその人員を両者協議の上必要に応じて派遣するものとし、当社はこれを受け入れる。

(d) 本契約は、2016年9月16日付で実施を公表した三菱商事による当社の普通株式に対する公開買付けの決済開始日をもって発効するものとし、当社及び三菱商事にて別途書面による合意がなされるまで有効に存続する。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は459億3百万円であり、セグメントごとの主な設備投資については、次のとおりであります。

国内コンビニエンスストア事業については、総額336億81百万円の投資を行いました。主な内訳は、店舗などの新設・改装に関するものが261億48百万円、情報システム関連の拡充に関するものが75億32百万円であります。

エンタテインメント関連事業については、店舗設備やソフトウェア開発などに29億2百万円の投資を行いました。

金融関連事業については、ソフトウェア開発などに26億50百万円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における、当社及び連結子会社の主要な設備等及び従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

セグメントの名称：国内コンビニエンスストア事業

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)	
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他		合計
本社	東京都品川区	事務所	614	263	— (—)	4,003	27,362	—	32,243	1,424
エリアオフィス・支店	東京都品川区他	〃	725	234	951 (16)	580	—	—	2,491	2,565
店舗	東京都品川区他	店舗	184,833	11,684	7,908 (111)	118,936	—	—	323,363	610

(2) 国内子会社

セグメントの名称：国内コンビニエンスストア事業

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)	
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他		合計
(株)ローソン山陰	本社及び店舗(鳥取県米子市他)	事務所及び店舗他	4,872	121	— (—)	2,254	—	—	7,249	54

セグメントの名称：成城石井事業

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(名)	
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他		合計
(株)成城石井	本社及び店舗(東京都世田谷区他)	事務所及び店舗他	5,259	133	52 (0)	1,703	65	186	7,401	1,087

セグメントの名称：エンタテインメント関連事業

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)ローソンエンタ テインメント	本社及び店舗 (東京都 品川区他)	事務所 及び 店舗他	463	353	— (—)	105	1,929	—	2,852	914
ユナイテッド・ シネマ(株)	本社及び店舗 (東京都 品川区他)	事務所 及び 店舗他	2,740	808	— (—)	815	142	663	5,170	299

セグメントの名称：金融関連事業

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)ローソン銀行	本社事務所他 (東京都 品川区他)	事務所 及び システム 設備	135	121	— (—)	17,962	11,982	—	30,201	150

- (注) 1. 有形固定資産及びソフトウェアの帳簿価額には、仮勘定は含まれておりません。
2. 土地及び建物の賃借に係わる年間賃借料は、133,880百万円であります。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内外の事業環境に大きく影響を及ぼしております。そのため当連結会計年度後1年間における重要な設備の新設・改修等の計画は未定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	409,300,000
計	409,300,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年2月29日)	提出日現在 発行数(株) (2020年5月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,300,000	100,300,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	100,300,000	100,300,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2005年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) ※	普通株式 500
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2005年10月13日～2025年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日（2020年2月29日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

決議年月日	2006年10月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 400
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2006年10月27日～2026年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 1,590
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2007年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 400
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2007年9月6日～2027年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 1,427
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2020年2月29日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2008年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 600
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2009年1月17日～2028年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 1,739
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2010年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 500
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2010年2月18日～2030年2月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 1,327
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2020年2月29日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2011年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 500
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2011年2月26日～2031年2月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 1,345
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2012年2月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 500
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2012年2月18日～2032年2月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 3,340
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2013年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 500
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2013年4月12日～2033年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 5,516
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2014年3月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個) ※	10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2014年4月10日～2034年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 5,146
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2015年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個) ※	37
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,700
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2015年4月10日～2035年3月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 6,251
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2016年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個) ※	48
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 4,800
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2016年5月2日～2036年4月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 6,254
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2017年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個) ※	82
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2017年5月1日～2037年4月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 5,343
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2017年7月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役を兼務しない執行役員 8
新株予約権の数(個) ※	34
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,400
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2017年7月21日～2037年7月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 5,363
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2018年5月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社の取締役を兼務しない執行役員 8
新株予約権の数(個) ※	144
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 14,400
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2018年6月8日～2038年5月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 4,833
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2019年5月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社の取締役を兼務しない執行役員 10
新株予約権の数(個) ※	178
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 17,800
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2019年6月7日～2039年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 3,047
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)

※ 当事業年度の末日（2020年2月29日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年4月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2010年8月11日 (注)	△902	100,300	—	58,506	—	47,696

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(名)	—	116	25	390	564	26	27,307	28,428	—
所有株式数 (単元)	—	173,267	33,059	536,036	173,875	34	85,586	1,001,857	114,300
所有株式数 の割合(%)	—	17.29	3.30	53.50	17.36	0.00	8.54	100.00	—

(注) 1. 自己株式237,762株は、「個人その他」に2,377単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。
2. 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
三菱商事株式会社	千代田区丸の内2-3-1	50,150	50.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	港区浜松町2-11-3	4,799	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	中央区晴海1-8-11	2,654	2.65
株式会社NTTドコモ	千代田区永田町2-11-1	2,092	2.09
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (港区港南2-15-1 品川インター シティA棟)	1,804	1.80
JPモルガン証券株式会社	千代田区丸の内2-7-3 東京ビ ルディング	1,262	1.26
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1-2-10	1,179	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口7)	中央区晴海1-8-11	1,140	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口5)	中央区晴海1-8-11	1,009	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口9)	中央区晴海1-8-11	942	0.94
計	—	67,035	66.99

(注) 上記の所有株式数は、株主名簿に基づき記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 237,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,948,000	999,480	—
単元未満株式	普通株式 114,300	—	—
発行済株式の総数	100,300,000	—	—
総株主の議決権	—	999,480	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が62株含まれております。

② 【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目 11番2号	237,700	—	237,700	0.24
計	—	237,700	—	237,700	0.24

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	165	992,640
当期間における取得自己株式	33	183,480

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注) 1	4,300	18,287,126	—	—
保有自己株式数(注) 2	237,762	—	237,795	—

(注) 1. 当事業年度の内訳は、ストック・オプションの権利行使が4,300株であり、処分価額の総額は18,287,126円であります。

なお、当期間における株式数及び処分価額の総額には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、売渡し、ストック・オプションの権利行使等による株式の増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、重要な経営指標として、ROE(連結自己資本当期純利益率)を掲げ、事業活動に取り組んでおります。また、当社グループの持続的な成長の過程において、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつも、安定的に1株当たり年間150円を下限とした上で、連結配当性向50%を目標として配当金を支払うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株につき75円の間配当を実施し、期末配当につきましては1株につき75円とし、年間150円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、新規出店、既存店舗の改装及び新規ビジネス等の必要な事業投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

また、自己株式の取得及び消却につきましても利益配当と併せて株主利益の向上のため、状況に応じて機動的に対応する所存です。

当社は定款に「取締役会の決議により毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月9日 取締役会決議	7,504	75.00
2020年5月27日 定時株主総会決議	7,504	75.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」というグループ理念のもと、ステークホルダーを重視し、

- ・ お客さまにとって「いつでも立ち寄りたくなる大好きなところ」
- ・ フランチャイズ加盟店オーナーにとって「自己実現し生きがいを感じる場所」
- ・ クルー（パート・アルバイト）にとって「自分自身が成長できる場所」
- ・ お取引先にとって「夢のある提案をいっしょに形にする場所」
- ・ 従業員にとって「仕事への誇りと社会的意義を実感できる場所」
- ・ 株主にとって「間接的な社会貢献と将来への夢を託せる場所」
- ・ 社会にとって「すべてのマチから喜ばれる安心安全な場所」

であることを目指し、その実現こそが企業価値の増大につながると考えております。

そのためには、法令遵守や社会規範等の遵守のみならず、グループ理念と「ローソン倫理綱領」に基づいた「思いやり」のある行動の実践及び「情報開示の基本原則」に基づいた積極的なディスクロージャーを通じて、経営の健全性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要であると考えております。

上記の基本的な考えに基づき、経営の監督の実効性を高めるため、「独立性に関する判断基準」を定め、社外取締役・社外監査役の機能と独立性の確保を明確化するとともに、一般株主と利益相反が生じない独立役員を複数名指定することとしております。また、非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみで構成する「指名・報酬諮問委員会」を任意で設置しており、取締役の報酬や取締役候補者及び代表取締役候補者について諮問し、取締役会に提言することで、経営の透明性を確保し、より公正な判断ができるような体制にしております。

当社は2017年2月15日付で三菱商事株式会社の子会社となりましたが、少数株主保護の観点から、今後とも、独立した上場会社としての適切なガバナンスの構築に努めてまいります。

② 企業統治の体制

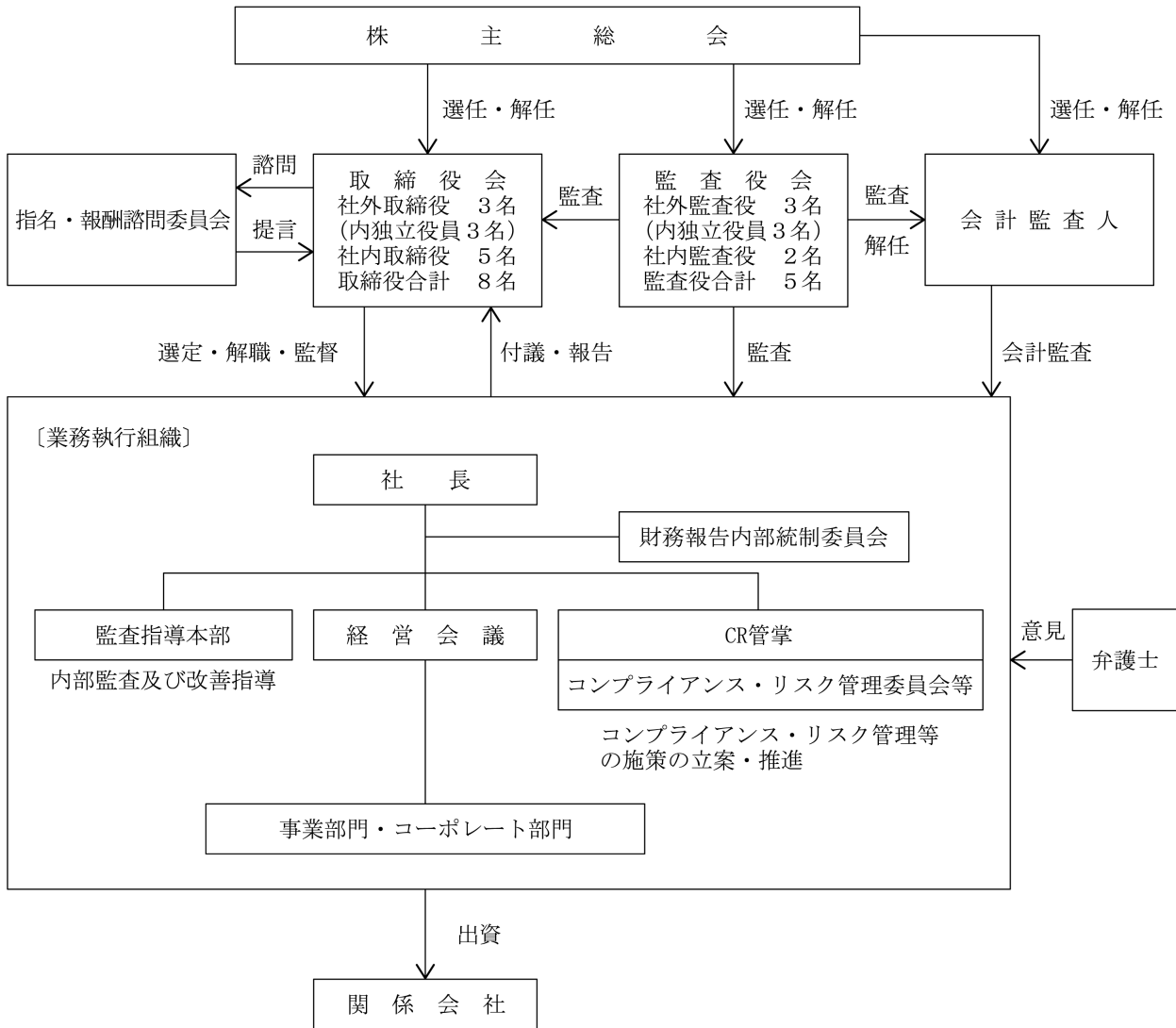
・企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役3名（内独立役員3名）を含む5名の監査役が、取締役の意思決定と職務執行を監査しております。

当社の取締役は、社内取締役5名、社外取締役3名（内独立役員3名）の計8名となっております。迅速な経営判断を行うことができるよう少人数で構成されるとともに、社外取締役として独立役員も複数名選任されているため、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりです。

当社のコーポレート・ガバナンス体制（2020年5月28日現在）



・企業統治の体制を採用する理由

現時点における職務執行の適正を確保するために有効に機能しているため、上記のガバナンス体制を採用しております。なお、今後の状況等に応じては、随時体制の改善を検討してまいります。

・機関ごとの構成員（◎は議長、委員長を、○はその他の構成員を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	指名・報酬諮問委員会
代表取締役社長	竹増 貞信	◎		
取締役	今田 勝之	○		
取締役	中庭 聡	○		
取締役	京谷 裕	○		○
社外取締役	林 恵子	○		○
取締役	西尾 一範	○		
社外取締役	岩村 水樹	○		○
社外取締役	鈴木 智子	○		○
監査役（常勤）	郷内 正勝	○	◎	
監査役（常勤）	今川 秀一	○	○	
社外監査役	辻山 栄子	○	○	◎
社外監査役	五味 祐子	○	○	○
社外監査役	吉田 恵子	○	○	○

・内部統制システム整備の状況

当社は、「2019年度内部統制システムの整備の基本方針」の整備及び運用の状況を踏まえ、2020年2月17日開催の取締役会で、次のとおり「2020年度内部統制システムの整備の基本方針」を決定し、実行しております。

i. 業務運営の基本方針について

当社は、コンビニエンスストア事業を中核として高品質スーパーマーケット事業、エンタテインメント関連事業、金融関連事業、電子商取引事業及びコンサルティング事業を組み合わせた広範な事業領域において、全都道府県に存在する多数の店舗で多種多様な商品・サービスを提供しているため、遵守すべき法令等が多く、対応すべき損失の危険（以下「リスク」といいます。）も多種多様であるという特性を有しています。また、当社のコンビニエンスストア事業は、フランチャイズシステムを採用しているため、多数の加盟店を適切に指導・援助することが必要です。このような事業特性のもとで、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを構築及び運用（以下総称して「整備」といいます。）することが経営上の重要な課題であると考え、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法の規定に従い、次のとおり「2020年度内部統制システムの整備の基本方針」（以下「本方針」といいます。）を決定し、もって業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげます。

当社は、本方針に基づく内部統制システムの整備状況及び経営環境の変化等に応じて、本方針の不断の見直しを行い、実効的かつ合理的な内部統制システムの整備に努めます。

本方針は、当社のすべての役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）及び従業員（嘱託社員、臨時社員、派遣社員等又はこれらに準ずる者を含みます。以下同じ。）に適用されます。

ii. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

1) 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。

2) 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。

3) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

4) コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンスを統括する部署の設置、コンプライアンス担当者の各部署への配置、コンプライアンスに関連する規程の整備並びに倫理研修及びコンプライアンスに関する意識調査の定期的実施等により、「ローソングループ企業行動憲章」及び「ローソン倫理綱領」を周知徹底し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

5) 法務部門を強化し、当社の事業に適用される法令等を識別して、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。特に独占禁止法、下請法、景品表示法を含む消費者関連

法、知的財産法及び労働法等の遵守に向けて、適用法令等の社内周知に努めます。

6) 業務執行部門から独立した内部監査部門は、内部統制システムの整備状況を効率的かつ実効的に監査し、必要に応じて、その改善を促します。

7) 法令等又は社内ルールの違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者の保護を徹底した相談・通報窓口（社内相談窓口、グループ横断的な社外相談窓口及び加盟店従業員・取引先が利用できる相談窓口）を設置して周知することにより、ローソングループ及びローソンチェーン全体における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。法令等又は社内ルールの違反が発見された場合は直ちに是正措置をとり、再発防止策を講じます。

8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

9) 業務の属人化を排し不祥事を防止するため、従業員の人事ローテーションを定期的実施します。

iii. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

2) 情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持します。

3) 文書（電磁的記録を含みます。）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。

4) 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。

5) 情報セキュリティをリスクマネジメント及びシステム・テクノロジー・セキュリティの両面から統合的・一体的に推進するために、情報セキュリティ統括責任者及び情報セキュリティを統括する部署の設置並びに同部署への適切な人財配置等により、ローソングループの情報セキュリティ体制を整備・確立します。

6) 会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

iv. リスクの管理に関する規程その他の体制について

1) リスク管理を統括する部署を設置し、リスク管理に関連する規程を整備し、平時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備します。また、各部署において事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施します。

2) リスク管理の実効性を確保するために、専門の委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会）を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部署・関係会社への配置及びリスク管理教育訓練の実施により、リスク管理意識の維持・向上を図ります。

3) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。

4) 大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業中断を最小限にとどめコンビニエンスストアが持つ生活インフラ機能を維持するために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に努めます。また、大震災に備え、防災訓練を年間3回実施し、「災害対策マニュアル」及び「BCPマニュアル」の実効性の確保に努めます。

v. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

1) 役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にするとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

2) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。

3) 役員と従業員との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、役員から従業員へ経営方針や本方針が伝達され、従業員から役員へ重要な情報が適時・適切に伝達される仕組みを整備します。

- 4) 働き方改革を推進することにより、労働生産性の改善を図ります。
- vi. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - a. 子会社及び関連会社（以下総称して「関係会社」といいます。）の管理について定めた規程を整備し、関係会社との緊密な連携のもとにローソンプランドの維持・向上に努めます。但し、関連会社については、主導的立場にある他株主等との関係や海外においては当該国の法令・慣習等の違い等を勘案し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努めます。
 - b. 関係会社管理体制を統括する部署を設置し、関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、必要に応じて協議や助言を行い、関係会社からの報告体制を整備する等、関係会社管理体制の最適化に向けた取組みを強化します。
 - 2) 子会社のリスクの管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - a. 関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、「ローソングループ企業行動憲章」の関係会社への周知徹底に努めます。
 - b. 関係会社を主管する組織（責任部門、主管部署）及び専門的見地から関係会社を支援する専門部署を設置し、関係会社の業務の適正の確保に努めます。
 - c. 主要な関係会社には、コンプライアンス・リスク管理の推進責任者（以下「関係会社コンプライアンス責任者」といいます。）を配置します。当社のコンプライアンスを統括する部署は、関係会社コンプライアンス責任者と定期的に会合を持つとともに、各社における規程の整備状況を定期的に確認し、必要に応じて助言を行うことにより、ローソングループ全体の業務の適正の確保に努めます。
 - d. 関係会社コンプライアンス責任者が自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに当社に報告される体制を整備します。
 - e. 内部監査部門は、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえ改善を促します。
 - 3) 当社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに親会社に報告する体制を整備します。
- vii. 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制について
- 1) 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。
 - 2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に統括組織を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社及び重要な子会社の評価・改善結果は、定期的に取り締役に報告します。
- viii. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- 1) 監査役は、その職務を補助する専任の従業員（以下「監査役スタッフ」といいます。）として適切な人財を監査役室に配置します。
 - 2) 監査役スタッフは、関係会社の監査役を兼務することができるものとします。
 - 3) 監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。
- ix. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項について
- 監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は常勤監査役が行い、人事異動は常勤監査役の事前同意を必要とします。

- x. 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
- 1) 監査役職務の効果的な遂行のため、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
 - 2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告します。
 - 3) 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。
 - 4) グループ横断的な社外相談窓口への相談・通報内容が監査役へ適時に報告される体制を整備します。
 - 5) 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し不利な取扱いを行わないものとします。
- xi. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- 1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
 - 2) 取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - 3) 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力します。
 - 4) 取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図られる環境を整備します。
 - 5) 法務部門、リスク管理部門、内部監査部門及び財務経理部門等は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。
 - 6) 監査役職務の執行のための費用等については、当社が監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払うものとします。
- ・ 責任限定契約の内容の概要
当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
 - ・ 取締役の定数
当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。
 - ・ 取締役の選任
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。
 - ・ 自己の株式の取得
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。
 - ・ 剰余金の配当等の決定機関
当社は、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。
 - ・ 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めており

ます。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間（最近事業年度の末日からさかのぼって1か年）における実施状況

取締役会を13回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。監査役会を19回開催し、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行うとともに、監査報告書を作成しております。また、指名・報酬諮問委員会を3回開催し、取締役候補者の指名や取締役報酬に関する取締役会への提言を行っております。常務執行役員CR管掌今川秀一を議長とするコンプライアンス・リスク管理委員会会議を12回開催しており、社内コンプライアンス体制の構築や、営業上のリスク管理に関する意思決定を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性6名 (役員のうち女性の比率46.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長兼CHO	竹増 貞信	1969年8月12日生	1993年4月 2010年6月 2014年5月 2016年3月 2016年6月 2017年3月 2017年9月 2019年2月 2019年3月 2020年3月	三菱商事株式会社入社 同社総務部兼経営企画部社長業務秘書 当社代表取締役副社長兼法人営業本部長兼ロー ソンマート担当 当社代表取締役副社長兼コーポレート統括兼成 城石井・NL・LS100事業管掌兼海外事業管掌兼エ ンタテイメント・サービス事業管掌兼開発本部長 当社代表取締役社長COO 当社代表取締役社長兼マーケティング本部長 当社代表取締役社長兼CHO兼エンタテイメント事 業本部長 当社代表取締役社長兼CHO兼マーケティング本部長 当社代表取締役社長兼CHO兼マーケティング戦略 本部長 当社代表取締役社長兼CHO (現任)	(注) 3	5,000
取締役 専務執行役員 経営戦略本部長 兼人事管掌	今田 勝之	1963年1月22日生	1985年4月 2002年3月 2004年3月 2007年3月 2008年5月 2012年10月 2013年9月 2016年9月 2017年3月 2017年5月 2018年4月 2020年5月	三菱商事株式会社入社 当社経営企画室主席 当社執行役員コーポレートステーションディレ クター 当社上級執行役員経営戦略ステーションディレ クター 三菱商事株式会社生活産業グループリテイル事 業ユニットマネージャー 当社上級執行役員経営戦略ステーションディレ クター 当社常務執行役員CCO代行兼CFO兼経営戦略ステ ーションディレクター 当社常務執行役員経営戦略本部長兼次世代CVS推 進本部長 当社専務執行役員経営戦略本部長 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 三菱商事株式会社社理事 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長兼人事 管掌 (現任)	(注) 3	1,900
取締役 常務執行役員 CFO	中庭 聡	1969年5月20日生	1993年4月 1994年3月 1999年5月 2005年4月 2008年12月 2013年9月 2015年10月 2017年2月 2017年3月 2017年5月 2018年3月 2019年3月 2020年3月	三菱商事株式会社入社 同社投資総括・審査部 同社生活産業管理部 明治屋商事株式会社 (現: 三菱食品株式会社) 出向執行役員管理副本部長 米国三菱商事会社本店部長 三菱商事株式会社化学品グループ管理部チーム リーダー 同社化学品グループ管理部部長代行 当社財務経理本部部長 当社上級執行役員CFO 当社取締役上級執行役員CFO 当社取締役上級執行役員CFO兼シェアードサービ ス本部長 当社取締役常務執行役員CFO兼シェアードサービ ス本部長 当社取締役常務執行役員CFO (現任)	(注) 3	600

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	京谷 裕	1962年1月7日生	1984年4月 2008年4月 2013年4月 2013年5月 2014年4月 2015年11月 2016年4月 2016年6月 2019年4月	三菱商事株式会社入社 同社農水産本部・穀物ユニットマネージャー 同社農水産本部長 当社取締役（現任） 三菱商事株式会社執行役員生活原料本部長 Olam International Limited取締役 三菱商事株式会社常務執行役員生活産業グループCEO 三菱食品株式会社取締役 三菱商事株式会社常務執行役員コンシューマー産業グループCEO（現任）	(注) 3	100
取締役	林 恵子	1959年3月16日生	1983年6月 1992年11月 1993年8月 1995年8月 1998年2月 1998年10月 1999年12月 2006年6月 2007年9月 2011年2月 2011年3月 2011年12月 2016年5月	SHIMIZU CONSTRUCTION CO., LTD, Los Angels, USA入社 マスターフーズジャパン株式会社ペットフード・販売チャンネルトレード戦略室長 同社マーケティング・ディレクター経営決定委員会メンバー マテル・ジャパン株式会社マーケティング・ディレクター・経営会メンバー VICTORIA'S SECRET Catalog, LIMITEDグループ 日本代表 ディズニーストアジャパン株式会社商品部統括本部長 日本ランズエンド株式会社代表取締役社長 株式会社I・M・A（現：株式会社DoCLASSE the Store）設立代表取締役（現任） 株式会社DoCLASSE設立代表取締役（現任） IMA Holdings株式会社設立代表取締役（現任） 株式会社fitfit設立代表取締役（現任） 株式会社IMAピープル設立代表取締役（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 3	1,900
取締役	西尾 一範	1961年7月13日生	1984年4月 2010年7月 2011年5月 2013年10月 2014年4月 2016年4月 2016年5月	三菱商事株式会社入社 株式会社シジージャパン出向 同社常務取締役 三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス室長代行 同社リテイル本部長 同社執行役員リテイル本部長（現任） 当社取締役（現任）	(注) 3	100
取締役	岩村 水樹	1965年10月24日生	1988年4月 1995年10月 2001年10月 2003年7月 2007年7月 2015年5月 2018年5月 2019年5月	株式会社電通（現：株式会社電通グループ）入社 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社入社 日本大学法学部准教授（経営戦略・マーケティング戦略） リシュモンジャパン株式会社mimisoNYブランドCEO グーグル株式会社（現：グーグル合同会社）執行役員CMO（Chief Marketing Officer） 同社専務執行役員CMO兼マネージングディレクターアジア太平洋地域ブランド&マーケティング 当社社外取締役（現任） グーグル合同会社バイスプレジデントアジア太平洋・日本地区マーケティング（現任）	(注) 3	300
取締役	鈴木 智子	1977年11月17日生	1999年4月 2006年9月 2011年9月 2016年4月 2017年4月 2020年5月	日本ロレアル株式会社入社 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 京都大学大学院経営管理研究部講師 京都大学大学院経営管理研究部准教授 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻准教授（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	郷内 正勝	1961年5月24日生	1980年4月 1998年3月 2005年6月 2007年9月 2012年3月 2012年5月 2014年4月 2014年5月 2014年9月 2016年9月 2017年3月 2017年5月	当社入社 当社運営本部関東第3ディビジョン主席 当社マーケティング本部長兼広告販促部長 当社理事執行役員関東ローソン支社長 当社執行役員CCO補佐 当社執行役員CCO/CSR担当兼コンプライアンス・ リスク統括ステーションディレクター 当社上級執行役員CR(コンプライアンス・リス ク)管掌 当社取締役上級執行役員CR管掌 当社取締役常務執行役員CR管掌兼ヒューマンリ ソース管掌 当社取締役常務執行役員CR管掌兼人事管掌兼BPR 管掌兼事業サポート本部長 当社取締役常務執行役員 当社監査役(現任)	(注)4	6,600
監査役 (常勤)	今川 秀一	1958年9月4日生	1984年12月 2002年1月 2007年9月 2009年3月 2013年3月 2013年5月 2015年3月 2017年3月 2020年5月	西日本ローソン株式会社(現:株式会社ローソ ン)入社 当社商品・物流本部商品サポート部長 当社理事執行役員近畿ローソン支社長 当社執行役員マーケティンググループリーダー 当社上級執行役員CVSグループCOO 当社上級執行役員CVSカンパニー副社長 当社上級執行役員営業戦略本部長 当社常務執行役員CR管掌兼人事管掌 当社監査役(現任)	(注)6	3,394
監査役	辻山 栄子	1947年12月11日生	1974年4月 1980年8月 1985年4月 1991年4月 2003年4月 2008年6月 2010年6月 2011年5月 2011年6月 2018年4月	公認会計士登録 茨城大学人文学部助教授 武蔵大学経済学部助教授 同大学経済学部教授 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授 三菱商事株式会社社外監査役 オリックス株式会社社外取締役(現任) 当社社外監査役(現任) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現:株式 会社NTTドコモ)社外監査役(現任) 早稲田大学名誉教授(現任)	(注)5	1,100
監査役	五味 祐子	1972年3月28日生	1999年4月 2012年1月 2012年7月 2013年7月 2013年9月 2018年6月 2019年5月 2019年6月	弁護士登録・国広総合法律事務所入所 国広総合法律事務所パートナー(現任) 一般社団法人生産技術奨励会評議員(現任) 海上保安庁情報セキュリティ・アドバイザー (現任) 内閣府大臣官房総務課法令遵守対応室法令参与 (非常勤・現任) 日本瓦斯株式会社社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任) アルプスアルパイン株式会社社外取締役(監査 等委員)(現任)	(注)5	—
監査役	吉田 恵子	1954年1月26日生	1978年11月 1982年4月 1992年12月 1993年5月 2004年11月 2015年6月 2017年4月 2020年5月	昭和監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人) 入所 公認会計士登録 税理士登録 芝会計事務所設立代表(現任) パスロジ株式会社社外取締役(現任) 株式会社ヨロズ社外取締役(監査等委員) 帝京大学経済学部教授 当社社外監査役(現任)	(注)6	—
計						20,994

- (注) 1. 取締役 林恵子、岩村水樹、鈴木智子の3名は、社外取締役であります。
2. 監査役 辻山栄子、五味祐子、吉田恵子の3名は、社外監査役であります。
3. 2020年5月27日開催の定時株主総会から1年間。
4. 2017年5月30日開催の定時株主総会から4年間。
5. 2019年5月21日開催の定時株主総会から4年間。

6. 2020年5月27日開催の定時株主総会から4年間。
7. 当社は、経営の戦略的意思決定機能・業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、意思決定と業務執行の質とスピードを上げ、企業価値向上を目指すため執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

専務執行役員	宮崎 純	執行役員	熊谷 智
常務執行役員	和田 祐一	執行役員	佐藤 達
上級執行役員	三宅 示修	執行役員	村瀬 達也
上級執行役員	渡辺 章仁	執行役員	鶴田 紀章
上級執行役員	藤井 均	執行役員	楯 美和子
上級執行役員	涌井 和広	執行役員	河村 肇
執行役員	廣金 保彦	執行役員	井関 廉浩
執行役員	張 晟	執行役員	大谷 弘子
執行役員	千尋 俊彦		

② 社外役員の状況

i) 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

ii) 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能・役割及び選任状況についての考え方

社外取締役は、取締役会において、客観的な立場から、企業経営の豊富な経験や高い見識等に基づく発言を行うことにより、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を担っていると考えております。現在、取締役8名中3名を社外取締役として選任しており、取締役会及び当社のコーポレート・ガバナンス体制における重要な機関である指名・報酬諮問委員会を有効に機能させるのに十分な体制であると考えております。

社外監査役は、財務、会計、法律等に関する専門性等に基づき、企業統治の仕組みとして当社が採用している監査役の機能・役割を担っていると考えております。現在、監査役5名中3名を社外監査役として選任しており、取締役の職務執行状況を監査するのに十分な体制であると考えております。

- ・林恵子氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・岩村水樹氏は、グローバルなIT企業のバイスプレジデントとしての豊富な経験と知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・鈴木智子氏は、学識者として消費行動、マーケティング、ブランド・マネジメント等に関する豊富な知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・辻山栄子氏は、公認会計士の資格を有し、学識者として金融庁企業会計審議会、国税庁国税審議会委員等を歴任し、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・五味祐子氏は、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から企業法務の分野を中心に法令及びリスク管理等に係る豊富な業務経験を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・吉田恵子氏は、公認会計士の資格を有し、会計事務所の代表を務め、税務・会計・経営に関する相当程度の知見を有しており、監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

iii) 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針

当社は、コーポレート・ガバナンスの向上を図るため、以下のとおり独立役員に関する判断基準を定め、当該基準に抵触しない社外取締役又は社外監査役を東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員を取締役の3分の1以上選任し、経営の透明性・公正性の確保に努めております。

1) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

当社グループに対し商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高の2%以上の場合

2) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高（営業総収入）の2%以上の場合

3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金額その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家であって、過去2年間において、年間5百万円以上の報酬を得ているもの

4) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）

5)（近親者が）当社グループの業務執行者

6)（近親者が）当社グループの非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）

7) 再任時において、通算の在任期間が社外取締役に於いては8年、社外監査役に於いては12年を超える者。

なお、上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有する者と取締役会が判断した場合には、当該人物を独立性のある社外役員候補者として選定することができる。その場合には、社外役員選任時にその理由を説明、開示する。

iv) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係等

- ・ 林恵子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。林恵子氏の戸籍上の氏名は浜恵子であります。
- ・ 岩村水樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。岩村水樹氏の戸籍上の氏名は奥水樹であります。
- ・ 鈴木智子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 辻山栄子氏が社外監査役（独立役員）を務める株式会社NTTドコモは、当社の大株主であり、通信事業に関し広範囲な業務提携契約に基づく取引がありますが、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 五味祐子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 吉田恵子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて監査役監査、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。また、取締役会の一員としての意見又は助言により、内部統制部門を有効に機能させることを通じて、適正な業務執行の確保に努めております。

社外監査役は、監査役会及び取締役会への出席及び会計監査人からの報告等を通じて、直接又は間接的に会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。そのうえで、財務・会計・法律等の高い専門性により監査役監査を実施しております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して、必要に応じて意見を述べるなど、適正な業務執行の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、原則として毎月1回開催されております。各監査役は、取締役会・経営会議などの重要会議に出席し、経営全般及び個別案件に関して公正不偏の立場で意見陳述を行うとともに、法令等遵守体制やリスク管理体制を含む内部統制システムの状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。

社外監査役辻山栄子氏は公認会計士の資格を有し、学識者として金融庁企業会計審議会、国税庁国税審議会委員等を歴任し、財務及び会計に関する深い知見を有しております。社外監査役五味祐子氏は、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から企業法務の分野を中心に法令及びリスク管理等に係る豊富な業務経験を有しております。社外監査役吉田恵子氏は、公認会計士の資格を有し、会計事務所の代表を務め、税務・会計・経営に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

内部監査部門といたしましては、社長直轄の「監査指導本部」（16名）があり、関係会社を含めた業務監査を実施し問題点の把握、改善指導を行っております。また、監査役会及び監査指導本部、会計監査人である有限責任監査法人トーマツは緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果を聴取するとともに、期中においても必要な意思疎通及び情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 古内 和明、中川 満美

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名、その他 4名

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査役会で定めた「会計監査人の選定基準」に沿って、監査法人の概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由該当の有無、独立性、監査の実施体制等、監査報酬等について検討・評価し、適格性を見極めた上で会計監査人を選定することとしております。

当社の監査役及び監査役会は、2019年度においても会社法第344条等に基づき審議した結果、現会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を具備し、独立の立場を保持しつつ職業的専門家として適切な監査を実施しているものと評価し、監査役会で再任を決議しております。

尚、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合、及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会一致の決議により当該会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

又、監査役会は、当該会計監査人を独立性、監査品質、監査実施の有効性及び効率性等の観点から検討し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、当該会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を監査役会一致の決議により決定します。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は、監査役会で定めた「会計監査人の評価基準」に沿って、会計監査人について、独立性、監査品質、監査実施の有効性及び効率性等の観点から検討・評価し、監査を遂行するに十分であるか否かの判断を行うこととしております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	123	—	130	—
連結子会社	97	—	101	—
計	220	—	231	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	194	—	55
連結子会社	24	—	27	0
計	24	194	27	55

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、主に新システム導入に伴うコンサルティング業務等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、主に情報セキュリティ管理態勢の継続的改善に対する助言指導等でありませ

す。また、連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務アドバイザー業務であります。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務内容及び監査計画等を総合的に勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等、並びに会計監査人との協議の経過等について確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬決定方針

企業価値の向上、持続的な成長、業績向上のインセンティブとして十分に機能し、株主利益と連動した報酬となるよう設計し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

当社の監査役報酬については、各監査役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

b. 決定プロセス

経営の透明性を高めるため、非業務執行取締役及び非常勤社外監査役のみ（7名中6名が独立役員）で構成する指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。

指名・報酬諮問委員会は、当年度については3回開催しております。

取締役の報酬については、3月に「今期ミッション確認面談」「次期ミッション設定面談」、4月に「基本報酬、取締役評価の審議」を行い、5月の取締役会にて決議しております。

なお現在の指名・報酬諮問委員会の構成員は次のとおりです。（2020年5月28日時点）

委員長：辻山栄子（社外監査役）

副委員長：林恵子（社外取締役）

委員：京谷裕（取締役）

岩村水樹（社外取締役）

鈴木智子（社外取締役）

五味祐子（社外監査役）

吉田恵子（社外監査役）

監査役報酬については、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

c. 取締役報酬の内容

当社の取締役報酬は、現金の支給による基本報酬とストックオプションの付与による株価連動報酬から構成されております。

①+②=取締役報酬

①. 基本報酬		②. 株価連動報酬
A-1 固定報酬	A-2 変動報酬	B-1 株式報酬型 ストックオプション

①. 基本報酬

取締役の基本報酬については、毎月定額で支給される固定報酬と各期の業績評価に連動した変動報酬から構成されております。

A-1. 固定報酬（割合：60%）

内規に基づき役位に応じた金額を設定しております。

A-2. 変動報酬（割合：40%）

取締役報酬を株主利益と連動させるため、業績連動報酬を採用しております。

変動報酬は「EPS（1株当たり連結当期純利益）」「既存店総値入高前年比」の予算達成率に基づき決定しております。これに指名・報酬諮問委員会面談による、定性面（10%）の評価も加え変動報酬金額が決定しております。

KPI指標	割合	目標	実績	選定理由
EPS	20%	279.83円	255.71円	株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるため
既存店総値入高前年比	10%	102.8%	99.3%	加盟店の利益向上を図っていくため

また、業務執行取締役でない京谷裕、林恵子、西尾一範、岩村水樹、鈴木智子の5氏については、代表取締役及び取締役会の監督及び助言という役割に特化しているため、業績に連動した変動報酬は支給しておりません。

⑧. 株価連動報酬

B-1. 株式報酬型ストックオプション

報酬の一部に株価連動報酬である株式報酬型ストックオプションを組み入れることにより、株主の皆さまと株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを経営陣が共有する仕組みとしており、中長期的な企業向上に連動した報酬として位置づけております。

株式報酬型ストックオプションの1株当たりの行使価格は1円であり、役位に応じた基準個数にEPS達成率を乗じて、増減する仕組みとしております。また、退任後一定の期間においてのみ行使が可能となっており、在任中の行使はできない仕組みとしております。

KPI指標	目標	実績
EPS	279.83円	255.71円

d. 監査役報酬の内容

当社の監査役報酬は、現金の支給による基本報酬（固定報酬）のみとなっております。

基本報酬につきましては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮のうえ、監査役の協議により決定しております。

e. 役員報酬の限度額

当社の役員報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

・取締役の報酬額

2001年5月24日 株主総会決議 年額400百万円以内 取締役の員数は、20名。

・取締役に対するストックオプション報酬額

2014年5月27日 株主総会決議 年間300百万円以内 取締役の員数は、9名。

・監査役の報酬額

2020年5月27日 株主総会決議 年額100百万円以内 監査役の員数は、5名。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	176	116	24	35	5
監査役 (社外監査役を除く)	24	24	—	—	1
社外役員	84	80	—	4	7
合計	285	221	24	39	13

(注) 当期末現在の取締役の人数は8名、監査役の人数は4名であります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を「純投資目的である投資株式」とし、取引先との協力関係・提携関係等の維持・強化や事業開発を目的として保有する株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」として区分しております。

当社は、純投資目的である投資株式は原則として保有しません。当社の事業戦略、発行会社等との関係などを総合的に勘案し、取引先との協力関係・提携関係等の維持・強化を通じて当社の企業価値向上に資すると判断した場合や事業開発を目的に、純投資目的以外の目的である投資株式を限定的に保有することがあります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式について、年に1度、個別銘柄毎に保有の合理性を取締役会等で検証し、中長期的な視点から保有の合理性が薄れたと判断した銘柄は、適切な方法にて売却、削減等を実施します。保有の合理性は、事業機会の創出や発行会社との関係の維持・強化等の保有目的のほか、保有に伴う関連収益等も踏まえて総合的に検証し、資本コストと取引先からの収益等を比較する検証も行っております。

保有の合理性の検証の結果から、当事業年度に一部の保有銘柄を売却いたしました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	263
非上場株式以外の株式	4	8,339

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	266

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
PT Sunber Alfaria Trijaya Tbk	864,705,900	864,705,900	当事業と共通の事業領域を有する企業として同社との関係の維持・強化を図るために保有しています。定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有の合理性は関連取引や資本コスト等も踏まえて総合的に検証しています。	無
	5,227	5,635		
オイシックス・ ラ・大地(株)	2,708,136	2,708,136	当事業との共同事業等を通じた企業価値向上を目的に保有しており、同社との関係の維持・強化を図るために保有しています。定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有の合理性は関連取引や資本コスト等も踏まえて総合的に検証しています。	無
	2,916	5,110		
(株)スリーエフ	361,350	361,350	当事業と共通の事業領域を有する企業として同社との関係の維持・強化を図るために保有しています。定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有の合理性は関連取引や資本コスト等も踏まえて総合的に検証しています。	無
	114	124		
クオール(株)	66,000	66,000	当事業との共同事業等を通じた企業価値向上を目的に保有しており、同社との関係の維持・強化を図るために保有しています。定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有の合理性は関連取引や資本コスト等も踏まえて総合的に検証しています。	無
	81	97		
オリコン(株)	—	313,000	同社株式は2020年2月29日時点で保有しておりません。	無
	—	194		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容等の情報収集に努めております。また、監査法人等の行うセミナーに適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	354,240	343,587
加盟店貸勘定	47,179	47,366
リース債権	19,120	17,876
商品	20,862	20,985
未収入金	120,969	159,122
その他	57,355	47,802
貸倒引当金	△124	△42
流動資産合計	619,603	636,697
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	207,755	201,526
工具、器具及び備品（純額）	16,056	20,093
土地	※3 9,052	※3 8,913
リース資産（純額）	146,880	146,235
建設仮勘定	2,223	1,825
その他（純額）	331	14,343
有形固定資産合計	※1 382,300	※1 392,938
無形固定資産		
ソフトウェア	49,791	45,151
のれん	46,836	42,381
商標権	9,468	8,849
その他	576	680
無形固定資産合計	106,672	97,063
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 31,140	※2 28,665
長期貸付金	44,024	42,488
差入保証金	107,034	107,193
繰延税金資産	30,995	34,378
その他	※2 21,395	※2 18,938
貸倒引当金	△835	△630
投資その他の資産合計	233,753	231,033
固定資産合計	722,726	721,035
資産合計	1,342,329	1,357,732

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	123,408	129,397
短期借入金	126,600	39,850
1年内返済予定の長期借入金	50,000	—
リース債務	38,750	45,610
未払金	101,995	94,848
未払法人税等	6,683	7,915
預り金	131,804	193,096
賞与引当金	4,263	4,667
その他	15,015	46,577
流動負債合計	598,522	561,963
固定負債		
長期借入金	260,000	310,000
リース債務	131,441	136,665
繰延税金負債	550	521
役員退職慰労引当金	300	282
退職給付に係る負債	15,125	16,245
資産除去債務	31,102	35,335
その他	23,303	21,370
固定負債合計	461,824	520,421
負債合計	1,060,347	1,082,385
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,506	58,506
資本剰余金	46,984	44,605
利益剰余金	166,187	165,081
自己株式	△1,028	△1,011
株主資本合計	270,649	267,181
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,349	1,496
土地再評価差額金	※3 △566	※3 △207
為替換算調整勘定	3,930	3,341
退職給付に係る調整累計額	△848	△934
その他の包括利益累計額合計	5,865	3,695
新株予約権	215	255
非支配株主持分	5,251	4,214
純資産合計	281,982	275,347
負債純資産合計	1,342,329	1,357,732

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業総収入	700,647	730,236
売上高	288,579	302,843
売上原価	198,040	205,746
売上総利益	90,539	97,097
営業収入		
加盟店からの収入	302,136	314,260
その他の営業収入	109,931	113,132
営業収入合計	412,067	427,393
営業総利益	502,607	524,490
販売費及び一般管理費	※1 441,825	※1 461,547
営業利益	60,781	62,943
営業外収益		
受取利息	714	651
持分法による投資利益	320	571
受取補償金	382	680
違約金収入	322	408
その他	1,716	1,381
営業外収益合計	3,456	3,692
営業外費用		
支払利息	2,768	4,006
リース解約損	1,655	3,675
その他	2,113	2,607
営業外費用合計	6,538	10,289
経常利益	57,700	56,346
特別利益		
投資有価証券売却益	738	164
特別利益合計	738	164
特別損失		
固定資産売却損	※2 224	※2 508
固定資産除却損	※3 4,141	※3 6,120
減損損失	※4 13,891	※4 18,722
その他	303	840
特別損失合計	18,561	26,191
税金等調整前当期純利益	39,876	30,319
法人税、住民税及び事業税	18,328	12,814
法人税等調整額	△4,015	△2,563
法人税等合計	14,313	10,250
当期純利益	25,562	20,068
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△22	△39
親会社株主に帰属する当期純利益	25,585	20,108

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
当期純利益	25,562	20,068
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,264	△1,852
為替換算調整勘定	△673	△543
退職給付に係る調整額	19	△86
その他の包括利益合計	※ 610	※ △2,481
包括利益	26,173	17,586
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	26,204	17,579
非支配株主に係る包括利益	△31	7

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	58,506	46,689	166,124	△1,040	270,280
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,506	46,689	166,124	△1,040	270,280
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—
剰余金の配当			△25,514		△25,514
連結範囲の変動			△0		△0
親会社株主に帰属する当期純利益			25,585		25,585
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社の増資による持分の増減		△4			△4
会社分割による増加		70			70
過年度持分変動にかかる税効果調整		224			224
土地再評価差額金の取崩			△8		△8
新株予約権の行使（自己株式の交付）		4		13	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	294	62	12	369
当期末残高	58,506	46,984	166,187	△1,028	270,649

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,084	△575	4,595	△726	5,377	195	5,593	281,446
会計方針の変更による累積的影響額								—
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,084	△575	4,595	△726	5,377	195	5,593	281,446
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								—
剰余金の配当								△25,514
連結範囲の変動								△0
親会社株主に帰属する当期純利益								25,585
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								0
連結子会社の増資による持分の増減								△4
会社分割による増加								70
過年度持分変動にかかる税効果調整								224
土地再評価差額金の取崩								△8
新株予約権の行使（自己株式の交付）								17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,264	8	△664	△121	487	20	△341	166
当期変動額合計	1,264	8	△664	△121	487	20	△341	535
当期末残高	3,349	△566	3,930	△848	5,865	215	5,251	281,982

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	58,506	46,984	166,187	△1,028	270,649
会計方針の変更による累積的影響額			△593		△593
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,506	46,984	165,593	△1,028	270,056
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,375			△2,375
剰余金の配当			△20,262		△20,262
連結範囲の変動					—
親会社株主に帰属する当期純利益			20,108		20,108
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分					—
連結子会社の増資による持分の増減					—
会社分割による増加					—
過年度持分変動にかかる税効果調整					—
土地再評価差額金の取崩			△358		△358
新株予約権の行使(自己株式の交付)		△3		18	14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△2,379	△512	17	△2,874
当期末残高	58,506	44,605	165,081	△1,011	267,181

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,349	△566	3,930	△848	5,865	215	5,251	281,982
会計方針の変更による累積的影響額								△593
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,349	△566	3,930	△848	5,865	215	5,251	281,388
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△2,375
剰余金の配当								△20,262
連結範囲の変動								—
親会社株主に帰属する当期純利益								20,108
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								—
連結子会社の増資による持分の増減								—
会社分割による増加								—
過年度持分変動にかかる税効果調整								—
土地再評価差額金の取崩								△358
新株予約権の行使(自己株式の交付)								14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,852	358	△589	△86	△2,169	39	△1,037	△3,167
当期変動額合計	△1,852	358	△589	△86	△2,169	39	△1,037	△6,041
当期末残高	1,496	△207	3,341	△934	3,695	255	4,214	275,347

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	39,876	30,319
減価償却費	66,844	79,183
減損損失	13,891	18,722
受取利息	△714	△651
支払利息	2,768	4,006
固定資産除却損	4,141	6,120
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,707	△205
未収入金の増減額 (△は増加)	△38,404	△38,388
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,752	6,116
未払金の増減額 (△は減少)	41,109	△7,013
預り金の増減額 (△は減少)	22,179	61,292
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	876	783
銀行業におけるコールローンの純増減 (△は増加)	△20,000	10,000
銀行業におけるコールマネーの純増減 (△は減少)	—	19,000
その他	13,785	28,226
小計	149,400	217,512
利息の受取額	671	632
利息の支払額	△2,771	△4,006
法人税等の支払額	△18,706	△11,435
営業活動によるキャッシュ・フロー	128,594	202,703
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△43,284	△33,851
無形固定資産の取得による支出	△18,060	△10,931
投資有価証券の取得による支出	△5,756	△129
投資有価証券の売却による収入	7,157	243
関係会社株式の取得による支出	△3,597	△2,246
長期貸付けによる支出	△7,388	△5,960
長期貸付金の回収による収入	5,110	5,735
差入保証金の差入による支出	△24,239	△18,023
差入保証金の回収による収入	18,428	17,836
長期前払費用の取得による支出	△5,752	△796
事業譲受による支出	△2,730	—
その他	△904	△950
投資活動によるキャッシュ・フロー	△81,017	△49,074
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	90,260	△86,750
長期借入れによる収入	260,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△6,044	△50,000
リース債務の返済による支出	△40,682	△53,318
配当金の支払額	△25,514	△20,262
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△3,521
その他	△80	△59
財務活動によるキャッシュ・フロー	277,937	△163,910
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,409	△371
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	324,105	△10,652
現金及び現金同等物の期首残高	30,120	354,236
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 354,236	※1 343,583

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

(国内)

株式会社ローソンエンタテインメント

株式会社ベストプラクティス

株式会社S C I

株式会社ローソンストア100

ローソンHMVエンタテインメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社

ユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社

ユナイテッド・シネマ株式会社

株式会社成城石井

株式会社ローソン山陰

株式会社ローソン銀行

株式会社ローソンアーバンワークス

(在外)

重慶羅森便利店有限公司

上海羅森便利有限公司

大連羅森便利店有限公司

羅森(中国)投資有限公司

Saha Lawson Co., Ltd.

上海樂松商貿有限公司

上海恭匯貿易有限公司

浙江羅森百貨有限公司

羅森(北京)有限公司

北京羅松商貿有限公司

上記のうち、株式会社ローソン山陰は、2020年3月1日付で当社に吸収合併しております。

(2) 非連結子会社の名称等

(国内)

株式会社ローソンウィル

株式会社生科研

株式会社ローソン酒販

東京ヨーロッパ貿易株式会社

株式会社ローソントラベル

株式会社ローソンデジタルイノベーション

(在外)

Lawson USA Hawaii, Inc.

江蘇羅森便利超市有限公司

Lawson Philippines, Inc.

羅森(天津)便利有限公司

SLV Retail Company Limited

羅森(瀋陽)便利有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社とした会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

(国内)

株式会社ローソン沖縄

株式会社ローソン南九州

株式会社ローソン高知

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社の株式会社ローソンウィル、株式会社生科研、株式会社ローソン酒販、東京ヨーロッパ貿易株式会社、株式会社ローソントラベル、株式会社ローソンデジタルイノベーション、Lawson USA Hawaii, Inc.、江蘇羅森便利超市有限公司、Lawson Philippines, Inc.、羅森（天津）便利有限公司、SLV Retail Company Limited及び羅森（瀋陽）便利有限公司並びに関連会社の株式会社ダブルカルチャーパートナーズ、株式会社ロイヤリティマーケティング、ローソンスタッフ株式会社、T Aプラットフォーム株式会社、株式会社エル・ティーエフ、ステージアラウンド東京製作委員会、江陰華聯谷之田食品有限公司、株式会社ゴプラ、New Designed by Tokyo Ltd.及び株式会社ローソンファーム千葉等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

重慶羅森便利店有限公司、上海羅森便利有限公司、大連羅森便利店有限公司、羅森（中国）投資有限公司、Saha Lawson Co., Ltd.、上海樂松商貿有限公司、上海恭匯貿易有限公司、浙江羅森百貨有限公司、羅森（北京）有限公司、北京羅松商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたってはこれらの決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

株式会社ローソン銀行の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）及び総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物は10年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づき、また商標権については、主として20年の定額法により、償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
当社の執行役員及び一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
- 発生原因に応じて20年以内で均等償却しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

在外連結子会社において、当連結会計年度の期首より国際財務報告基準第16号「リース」を適用し、借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

なお、当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

(当社及び国内連結子会社)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイドダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、「繰延税金資産」は、投資その他の資産の区分に表示し、「繰延税金負債」は、固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「繰延税金資産」4,394百万円及び固定負債の「繰延税金負債」のうちの160百万円を投資その他の資産の「繰延税金資産」30,995百万円に含めて表示し、固定負債の「繰延税金負債」は550百万円として表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「受取配当金」は、重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「受取配当金」に表示していた319百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「違約金収入」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた322百万円は、「違約金収入」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「災害による損失」は、重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「災害による損失」に表示していた817百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループにおける一部の商品販売やお客さまの来店動向などが変化しております。当社グループでは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、期末日以降財務諸表作成時までに入手可能であった3月以降の店舗売上等の実績を考慮し、当期末の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
有形固定資産の減価償却累計額	342,857百万円	366,817百万円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
投資有価証券(株式)	17,591百万円	18,717百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(980 ")	(956 ")
投資有価証券(社債)	207 "	68 "
その他(出資金)	705 "	1,800 "
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(584 ")	(799 ")

※3 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年2月28日

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	151百万円	81百万円

4 貸出コミットメント

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
貸出コミットメントの総額	220,000百万円	220,000百万円
借入実行残高	79,800 "	3,000 "
差引額	140,200百万円	217,000百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
従業員給料及び手当	61,078百万円	62,324百万円
賞与引当金繰入額	3,437 "	3,860 "
退職給付費用	2,632 "	2,722 "
地代家賃	132,739 "	133,880 "
減価償却費	66,735 "	79,069 "

※2 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物及び構築物	149百万円	505百万円
工具、器具及び備品	72 "	2 "
その他	2 "	— "
計	224百万円	508百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物及び構築物	3,367百万円	4,872百万円
工具、器具及び備品	154 "	363 "
リース資産	586 "	867 "
ソフトウェア	28 "	17 "
その他	4 "	0 "
計	4,141百万円	6,120百万円

※4 減損損失

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当社グループは、収益性が著しく低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東京都	建物・工具、器具及び備品等	1,590
	大阪府	"	1,505
	その他	"	10,240
その他	—	土地	50
	—	ソフトウェア	503
	—	のれん	1
合計	—	—	13,891

減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	7,981	百万円
工具、器具及び備品	587	〃
土地	50	〃
リース資産	4,693	〃
ソフトウェア	503	〃
のれん	1	〃
その他	74	〃

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを、主として3.6%で割引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東京都	建物・工具、器具及び備品等	2,533
	大阪府	〃	1,689
	その他	〃	13,434
その他	—	土地	116
	—	ソフトウェア	947
	—	のれん	—
合計	—	—	18,722

減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	10,774	百万円
工具、器具及び備品	708	〃
土地	116	〃
リース資産	6,104	〃
ソフトウェア	947	〃
のれん	—	〃
その他	70	〃

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを、主として3.8%で割引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,473	△2,509
組替調整額	△675	△120
税効果調整前	1,797	△2,630
税効果額	△532	778
その他有価証券評価差額金	1,264	△1,852
為替換算調整勘定		
当期発生額	△673	△543
為替換算調整勘定	△673	△543
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△177	△334
組替調整額	202	177
税効果調整前	25	△157
税効果額	△6	70
退職給付に係る調整額	19	△86
その他の包括利益合計	610	△2,481

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	100,300	—	—	100,300
自己株式 普通株式(注)	244	0	3	241

(注) 普通株式のうち、自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

普通株式のうち、自己株式の減少3千株は、ストック・オプションの権利行使による減少3千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	215
合計		—	—	—	—	—	215

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月22日 定時株主総会	普通株式	12,757	127.50	2018年2月28日	2018年5月23日
2018年10月11日 取締役会	普通株式	12,757	127.50	2018年8月31日	2018年11月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,757	127.50	2019年2月28日	2019年5月22日

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	100,300	—	—	100,300
自己株式 普通株式(注)	241	0	4	237

(注) 普通株式のうち、自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

普通株式のうち、自己株式の減少4千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	255
合計		—	—	—	—	—	255

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 定時株主総会	普通株式	12,757	127.50	2019年2月28日	2019年5月22日
2019年10月9日 取締役会	普通株式	7,504	75.00	2019年8月31日	2019年11月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,504	75.00	2020年2月29日	2020年5月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金	354,240百万円	343,587百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△4 "	△4 "
現金及び現金同等物	354,236百万円	343,583百万円

2 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	58,842百万円	50,007百万円

(注)在外連結子会社については、(会計方針の変更)に記載のとおり当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」を適用しており、当該会社で締結したリース取引について、上記ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額の記載に含めております。

(2) 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
重要な資産除去債務の計上額	2,385百万円	5,363百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主に国内コンビニエンスストア事業における店舗什器備品（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース債権の内訳

① 流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
リース料債権部分	19,608	18,348
受取利息相当額	△487	△471
リース債権	19,120	17,876

(2) リース債権に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

① 流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	2,673	2,459	2,181	1,978	1,662	8,653

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2020年2月29日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	2,575	2,240	2,167	1,867	1,580	7,916

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等で運用し、また、資金調達については資金計画に照らして必要な資金を金融機関等からの借入及びリースにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である加盟店貸勘定、リース債権及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取り先企業の財務状況を把握しております。

長期貸付金（主に店舗の新規出店時に家主に差し入れる建設協力金）並びに差入保証金は、借主及び家主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部門において債権を日常的に管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び収納代行で発生する預り金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であり、チケット販売取引で発生する預り金は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還期日は1年以内であります。

長期借入金は、主に銀行業の運営及びM&Aに必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期日は5年以内であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長で15年後であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（「（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額」をご参照ください。）。

前連結会計年度(2019年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 加盟店貸勘定	47,179	47,179	—
(2) リース債権	19,120	18,321	△798
(3) 未収入金 貸倒引当金(※1)	120,969 △117		
	120,852	120,852	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	11,162	11,162	—
(5) 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	44,024 △59		
	43,964	43,903	△61
(6) 差入保証金 貸倒引当金(※1)	107,034 △365		
	106,668	106,867	198
資産計	348,948	348,286	△661
(1) 買掛金	123,408	123,408	—
(2) 短期借入金	126,600	126,600	—
(3) 未払金	101,995	101,995	—
(4) 預り金	131,804	131,804	—
(5) 長期借入金(※2)	310,000	310,000	—
(6) リース債務(※2)	170,192	164,420	△5,771
負債計	964,001	958,230	△5,771

(※1) 未収入金、長期貸付金及び差入保証金に対して計上した貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金及びリース債務には1年以内の期限到来部分を含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年2月29日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 加盟店貸勘定	47,366	47,366	—
(2) リース債権	17,876	17,597	△278
(3) 未収入金 貸倒引当金(※1)	159,122 △23		
	159,098	159,098	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券(※2)	9,495	9,212	△282
(5) 長期貸付金(※4) 貸倒引当金(※1)	47,523 △62		
	47,460	46,607	△852
(6) 差入保証金 貸倒引当金(※1)	107,193 △415		
	106,777	108,385	1,607
資産計	388,075	388,268	193
(1) 買掛金	129,397	129,397	—
(2) 短期借入金	39,850	39,850	—
(3) 未払金	94,848	94,848	—
(4) 預り金	193,096	193,096	—
(5) 長期借入金(※3)	310,000	310,000	—
(6) リース債務(※3、4)	187,311	182,060	△5,250
負債計	954,503	949,252	△5,250

(※1) 未収入金、長期貸付金及び差入保証金に対して計上した貸倒引当金を控除しております。

(※2) 投資有価証券その他有価証券には、持分法非適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(※3) 長期借入金及びリース債務には1年以内の期限到来部分を含めて記載しております。

(※4) 長期貸付金及びリース債務は、相殺の要件を満たすことから、長期貸付金とリース債務を相殺し、連結貸借対照表上に純額で表示しております。相殺している金額は、5,034百万円となります。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 加盟店貸勘定、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債権

リース債権の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 差入保証金

回収に係る将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは変動金利によるものであり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務（1年内返済予定分を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2019年2月28日	2020年2月29日
非上場株式	945	308
関係会社株式	17,591	17,562
その他	1,440	1,299

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
加盟店貸勘定	47,179	—	—	—
リース債権	2,553	7,939	8,627	—
未収入金	120,969	—	—	—
長期貸付金	744	15,986	17,034	10,258
差入保証金	8,519	24,746	25,960	47,807
合計	179,966	48,672	51,623	58,066

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
加盟店貸勘定	47,366	—	—	—
リース債権	2,463	7,548	7,864	—
未収入金	159,122	—	—	—
長期貸付金	356	17,753	15,480	13,932
差入保証金	8,678	24,836	26,742	46,934
合計	217,987	50,139	50,088	60,867

(注4) 長期借入金及びリース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	126,600	—	—	—	—	—
長期借入金	50,000	—	180,000	—	80,000	—
リース債務	38,750	34,908	29,922	26,356	18,915	21,337
合計	215,350	34,908	209,922	26,356	98,915	21,337

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	39,850	—	—	—	—	—
長期借入金	—	180,000	20,000	80,000	30,000	—
リース債務	45,945	37,962	35,621	27,178	19,565	21,036
合計	85,795	217,962	55,621	107,178	49,565	21,036

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年2月28日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(2020年2月29日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2019年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	11,037	6,655	4,382
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	11,037	6,655	4,382
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	124	140	△16
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	124	140	△16
合計		11,162	6,796	4,366

当連結会計年度(2020年2月29日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	8,225	6,578	1,647
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	8,225	6,578	1,647
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	114	140	△26
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	114	140	△26
合計		8,339	6,719	1,620

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,652	738	—
(2) 債券	5,504	0	0
(3) その他	—	—	—
合計	7,157	738	0

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	319	164	105
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	319	164	105

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(2019年2月28日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

なお、減損処理にあたっては、時価のある有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、合理的な反証がない限り回復可能性はないものとして減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、下落額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理については、財政状態の悪化等により実質価額が著しく下落した場合には、個別に回復可能性を判断し、減損処理の可否を決定しております。

当連結会計年度(2020年2月29日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

なお、減損処理にあたっては、時価のある有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、合理的な反証がない限り回復可能性はないものとして減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、下落額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理については、財政状態の悪化等により実質価額が著しく下落した場合には、個別に回復可能性を判断し、減損処理の可否を決定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度ではありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
退職給付債務の期首残高	19,091	20,315
勤務費用	1,820	1,881
利息費用	64	64
数理計算上の差異の発生額	356	332
退職給付の支払額	△1,015	△1,191
その他	△1	7
退職給付債務の期末残高	20,315	21,409

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
年金資産の期首残高	5,587	5,582
数理計算上の差異の発生額	△5	△2
年金資産の期末残高	5,582	5,579

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
積立型制度の退職給付債務	18,492	19,418
年金資産	△5,582	△5,579
	12,910	13,838
非積立型制度の退職給付債務	1,823	1,991
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,733	15,830
退職給付に係る負債	14,733	15,830
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,733	15,830

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
勤務費用	1,820	1,881
利息費用	64	64
数理計算上の差異の費用処理額	184	177
過去勤務費用の費用処理額	1	5
その他	△31	△18
確定給付制度に係る退職給付費用	2,038	2,110

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
過去勤務費用	1	—
数理計算上の差異	△178	△157
合計	△177	△157

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
未認識数理計算上の差異	1,189	1,346
合計	1,189	1,346

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
現金及び預金	100%	100%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計は、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託であります。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
割引率	主に0.5%	主に0.3%
長期期待運用収益率	0%	0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
退職給付に係る負債の期首残高	277	392
退職給付費用	50	47
退職給付の支払額	△23	△24
その他	86	—
退職給付に係る負債の期末残高	392	415

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
非積立制度の退職給付債務	392	415
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	392	415
退職給付に係る負債	392	415
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	392	415

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度50百万円 当連結会計年度47百万円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度526百万円、当連結会計年度564百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
販売費及び一般管理費	71百万円	54百万円

2. スtock・オプションの権利未行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業外収益	32百万円	—

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

提出会社

	第5回新株予約権	第6回(あ)新株予約権	第7回(あ)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 9名	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 22,400株	普通株式 21,300株	普通株式 18,000株
付与日	2005年10月12日	2006年10月26日	2007年9月5日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	2005年10月13日から 2025年5月31日まで	2006年10月27日から 2026年5月26日まで	2007年9月6日から 2027年8月20日まで
	第8回(あ)新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 26,400株	普通株式 21,500株	普通株式 18,900株
付与日	2009年1月16日	2010年2月17日	2011年2月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	2009年1月17日から 2028年12月15日まで	2010年2月18日から 2030年2月1日まで	2011年2月26日から 2031年2月10日まで
	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 27,000株	普通株式 26,900株	普通株式 25,400株
付与日	2012年2月17日	2013年4月12日	2014年4月10日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	2012年2月18日から 2032年2月1日まで	2013年4月12日から 2033年3月26日まで	2014年4月10日から 2034年3月23日まで
	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 8名	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 12,400株	普通株式 15,100株	普通株式 20,100株
付与日	2015年4月10日	2016年5月2日	2017年5月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	2015年4月10日から 2035年3月24日まで	2016年5月2日から 2036年4月12日まで	2017年5月1日から 2037年4月11日まで
	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役を兼務 しない執行役員 12名	当社取締役 7名 当社の取締役を兼務 しない執行役員 9名	当社取締役 8名 当社の取締役を兼務 しない執行役員 10名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 5,100株	普通株式 14,700株	普通株式 17,800株
付与日	2017年7月21日	2018年6月8日	2019年6月7日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	2017年7月21日から 2037年7月4日まで	2018年6月8日から 2038年5月21日まで	2019年6月7日から 2039年5月20日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 2. 権利確定条件は付されていません。
 3. 対象勤務期間は定めておりません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

提出会社

	第5回新株予約権	第6回(あ)新株予約権	第7回(あ)新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	500	400	400
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	500	400	400
	第8回(あ)新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	600	500	500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	600	500	500
	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,800	500	1,000
権利確定	—	—	—
権利行使	4,300	—	—
失効	—	—	—
未行使残	500	500	1,000

	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,700	4,800	8,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	3,700	4,800	8,200

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	17,800
失効	—	—	—
権利確定	—	—	17,800
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,400	14,400	—
権利確定	—	—	17,800
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	3,400	14,400	17,800

② 単価情報
提出会社

	第5回新株予約権	第6回(あ)新株予約権	第7回(あ)新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	—	3,178	2,852

	第8回(あ)新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	3,477	2,652	2,689

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	5,040	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	3,339	5,516	5,146

	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	6,251	6,254	5,343

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日)(円)	5,363	4,833	3,047

4. 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 (2) 主な基礎数値及び見積方法

		第20回新株予約権
株価変動性	(注) 1	21.16%
予想残存期間	(注) 2	10年
予想配当	(注) 3	255.0円/株
無リスク利率	(注) 4	-0.12%

- (注) 1. 「第20回新株予約権」については、10年間（2009年6月6日から2019年6月7日）の株価実績に基づき算出しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
 3. 「第20回新株予約権」については、2019年2月期中間配当実績及び2019年2月期末配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
未払事業税等	1,113百万円	959百万円
賞与引当金	1,342 "	1,514 "
減価償却超過額	9,724 "	9,426 "
ソフトウェア償却超過額	528 "	616 "
退職給付に係る負債	6,400 "	6,772 "
貸倒引当金	282 "	198 "
減損損失	10,466 "	12,741 "
繰越欠損金(注)2	7,984 "	6,380 "
その他	6,221 "	5,906 "
繰延税金資産小計	44,063百万円	44,515百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	—	△5,101 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△2,878 "
評価性引当額小計(注)1	△10,759百万円	△7,979百万円
繰延税金資産合計	33,304百万円	36,535百万円
繰延税金負債		
商標権	△2,860百万円	△2,679百万円
繰延税金負債合計	△2,860百万円	△2,679百万円
繰延税金資産純額	30,444百万円	33,856百万円

(注) 1. 評価性引当額が2,779百万円減少しております。この減少の主な内容は、連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	654	1,939	729	1,129	1,130	797	6,380百万円
評価性引当額	△654	△776	△729	△1,129	△1,130	△680	△5,101 "
繰延税金資産	—	1,162	—	—	—	117	(b)1,279 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌連結会計年度以降において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
法定実効税率 (調整)	30.9%	30.6%
評価性引当額	△2.5%	△5.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.3%	△0.0%
住民税均等割	1.0%	1.3%
国内子会社税率差異	1.5%	2.2%
海外子会社税率差異	0.4%	0.5%
のれん償却額	3.0%	3.9%
その他	3.4%	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.9%	33.8%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20年と見積り、割引率は主に0.3~0.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、当初見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、変更前の資産除去債務残高に3,950百万円を加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
期首残高	29,108百万円	31,117百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,386 "	1,414 "
時の経過による調整額	394 "	384 "
資産除去債務の履行による減少額	△771 "	△1,525 "
見積りの変更による増加額	— "	3,950 "
期末残高	31,117百万円	35,341百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業、エンタテインメント関連事業及び金融関連事業を主な事業内容としており、関連する事業を法人化して、グループ経営を行っております。

したがって、当社グループはサービス内容・経済的特徴を考慮したうえで事業セグメントを集約し、「国内コンビニエンスストア事業」、「成城石井事業」、「エンタテインメント関連事業」、「金融関連事業」を報告セグメントとしております。

「国内コンビニエンスストア事業」は、当社が日本国内において「ローソン」「ナチュラルローソン」「ローソンスストア100」のチェーン本部としてフランチャイズシステム及び直営店舗の運営を行っております。株式会社ローソン山陰は、山陰地方においてローソン店舗のチェーン展開を行っております。株式会社ローソンアーバンワークスは、東京、千葉を中心にコンビニエンスストア「ローソン」の店舗運営を行っております。株式会社ローソンスストア100は、「ローソンスストア100」の直営店舗の運営や店舗指導等を行っております。株式会社S C Iは、原材料の調達から販売までのプロセスを総合的に管理する機能子会社として、工程全体の効率化と最適化を行っております。

「成城石井事業」は、株式会社成城石井においてスーパーマーケット「成城石井」の運営を行っております。

「エンタテインメント関連事業」は、株式会社ローソンエンタテインメントにおいて、ローソン店舗等でのコンサートチケット販売や、HMV店舗等での音楽、映像ソフトの販売を行っております。また、ユナイテッド・シネマ株式会社において、複合型映画館の運営を行っております。

「金融関連事業」は、株式会社ローソン銀行において、銀行業の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	合計 (注3)
	国内コンビニ ニエンスス トア事業	成城石井 事業	エンタテイ ンメント 関連事業	金融関連 事業				
営業総収入								
外部顧客への 営業総収入	462,632	86,672	76,661	30,355	44,324	700,647	—	700,647
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	6,059	—	1,408	216	1,080	8,765	△8,765	—
計	468,692	86,672	78,070	30,572	45,404	709,412	△8,765	700,647
セグメント利益 又は損失 (△)	48,262	7,413	4,499	2,223	△1,618	60,781	—	60,781
セグメント資産	893,711	66,421	70,354	386,266	25,236	1,441,989	△99,660	1,342,329
その他の項目								
減価償却費	52,265	1,843	2,245	4,594	1,480	62,429	—	62,429
のれんの償却額	2,417	1,437	501	—	59	4,415	—	4,415
持分法適用会社 への投資額	5,008	—	—	—	—	5,008	—	5,008
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	47,106	688	1,332	8,493	3,724	61,344	—	61,344

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、上海羅森便利有限公司等が営んでいる海外事業等を含んでおります。

(注2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引の消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	合計 (注3)
	国内コンビニ ニエンスス トア事業	成城石井 事業	エンタテイ ンメント 関連事業	金融関連 事業				
営業総収入								
外部顧客への 営業総収入	465,333	93,119	83,960	31,646	56,176	730,236	—	730,236
セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高	6,218	—	1,385	2,443	1,098	11,145	△11,145	—
計	471,551	93,119	85,346	34,089	57,275	741,382	△11,145	730,236
セグメント利益 又は損失 (△)	47,121	8,348	5,313	3,088	△929	62,943	—	62,943
セグメント資産	908,974	71,903	69,736	395,854	42,497	1,488,965	△131,232	1,357,732
その他の項目								
減価償却費	57,755	1,887	2,365	6,401	6,333	74,743	—	74,743
のれんの償却額	2,443	1,437	501	—	57	4,440	—	4,440
持分法適用会社 への投資額	5,099	—	—	—	—	5,099	—	5,099
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	33,165	1,045	2,771	2,586	5,213	44,782	—	44,782

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、上海羅森便利有限公司等が営んでいる海外事業等を含んでおります。

(注2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引の消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

報告セグメントごとの計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業	金融関連事業				
減損損失	13,274	—	50	—	567	13,891	—	13,891

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

報告セグメントごとの計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業	金融関連事業				
減損損失	18,359	17	73	—	272	18,722	—	18,722

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業	金融関連事業				
当期末残高	16,098	22,395	7,686	—	655	46,836	—	46,836

(注)のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業	金融関連事業				
当期末残高	13,654	20,958	7,185	—	583	42,381	—	42,381

(注)のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	三菱商事㈱	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 50.2%	なし	業務提携 契約上の 取引	債務被保証	9,800	—	—
								保証料の支払	0	—	—

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	三菱商事㈱	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 50.2%	なし	業務提携 契約上の 取引	債務被保証	3,000	—	—
								保証料の支払	0	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 三菱商事フィナンシャルサービス㈱からの借入に対して債務保証を受けております。

なお、保証料率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	三菱食品㈱	東京都 大田区	10,630	加工食品等 の販売	—	なし	商品仕入先	直営店仕入	18,132	買掛金	59,897
								(加盟店仕入)	(735,871)		
								資金の返済	40,186		
資金の借入	49,986	未払利息	0								
									借入利息	0	

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	三菱食品㈱	東京都 大田区	10,630	加工食品等 の販売	—	なし	商品仕入先	直営店仕入	16,602	買掛金	61,835
								(加盟店仕入)	(756,763)		
								資金の返済	68,680		
資金の借入	61,880	未払利息	0								
									借入利息	1	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 商品仕入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

なお、()内の加盟店仕入につきましては、当社が決済代行を行っており、当社との直接取引ではありません。

- 借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

- 取引金額につきましては、取引高の総額で表示しております。

- 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	三菱商事(株)	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 50.2%	なし	業務提携 契約上の 取引	債務被保証	200,000	—	—
								保証料の支払	8	—	—

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	三菱商事(株)	東京都 千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 50.2%	なし	業務提携 契約上の 取引	債務被保証	130,000	—	—
								保証料の支払	16	未払費用	2

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 三菱商事フィナンシャルサービス(株)からの借入に対して債務保証を受けております。

なお、保証料率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	三菱食品(株)	東京都 大田区	10,630	加工食品等 の販売	—	なし	商品仕入先	加工食品等 の販売	184,481	未収入金	29,243
	三菱商事 フィナン シャル サービス(株)	東京都 千代田区	2,680	業務受託 会社	—	なし	資金借入先	資金の借入	70,000	短期借入金	70,000
								借入利息	29	未払利息	—
借入の借入	130,000	長期借入金	130,000								
借入利息	79	未払利息	—								

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	三菱食品(株)	東京都 大田区	10,630	加工食品等 の販売	—	なし	商品の販売 及び仕入先	加工食品等 の販売	331,938	未収入金	28,871
	三菱商事 フィナン シャル サービス(株)	東京都 千代田区	2,680	業務受託 会社	—	なし	資金借入先	資金の返済	610,000	長期借入金	130,000
								資金の借入	540,000	未払利息	—
借入利息	61	未払利息	—								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 加工食品等の販売につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 借入金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 取引金額につきましては、取引高の総額で表示しております。

4. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三菱商事(株)(東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
1株当たり純資産額	2,763円54銭	1株当たり純資産額	2,707円08銭
1株当たり当期純利益	255円71銭	1株当たり当期純利益	200円95銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	255円59銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	200円84銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,585	20,108
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	25,585	20,108
普通株式の期中平均株式数(千株)	100,057	100,061
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	47	58
(うち、新株予約権(千株))	(47)	(58)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	126,600	39,850	0.08	—
1年以内に返済予定の長期借入金	50,000	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	38,750	45,945	2.11	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	260,000	310,000	0.21	2021年9月～ 2024年11月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	131,441	141,365	2.05	2021年3月～ 2035年1月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	606,792	537,161	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 連結決算日と連結子会社の決算日が異なる場合、返済期限が連結決算日より1年以内であるものが含まれております。
 3. 1年以内に返済予定のリース債務及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)は、相殺の要件を満たすことから、貸付金とリース債務を相殺し、連結貸借対照表上に純額で表示しております。相殺している金額は、それぞれ335百万円、4,699百万円となります。
 4. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	180,000	20,000	80,000	30,000
リース債務	37,962	35,621	27,178	19,565

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業総収入	(百万円)	178,800	369,131	550,901	730,236
税金等調整前 四半期(当期)純利益	(百万円)	11,543	30,632	39,387	30,319
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	7,184	20,107	25,953	20,108
1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	71.80	200.95	259.37	200.95

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失(△)	(円)	71.80	129.14	58.42	△58.41

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,266	22,218
加盟店貸勘定	46,032	45,997
リース債権	26,698	25,125
商品	1,501	1,276
前払費用	16,898	17,293
未収入金	57,662	79,093
その他	12,043	8,534
貸倒引当金	△51	△8
流動資産合計	169,053	199,530
固定資産		
有形固定資産		
建物	163,750	157,103
構築物	30,565	29,069
工具、器具及び備品	10,087	12,182
土地	8,999	8,860
リース資産	125,580	123,520
建設仮勘定	2,106	1,601
有形固定資産合計	341,088	332,337
無形固定資産		
ソフトウェア	31,868	28,772
のれん	15,431	13,387
その他	485	469
無形固定資産合計	47,784	42,629
投資その他の資産		
投資有価証券	12,861	9,897
関係会社株式	63,224	67,529
関係会社出資金	19,838	23,822
長期貸付金	43,079	41,741
関係会社長期貸付金	714	555
長期前払費用	17,415	15,507
差入保証金	93,689	93,307
繰延税金資産	29,145	31,315
その他	1,197	1,224
貸倒引当金	△833	△630
投資その他の資産合計	280,333	284,272
固定資産合計	669,207	659,239
資産合計	838,260	858,770

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	109,034	113,119
短期借入金	54,800	38,000
関係会社短期借入金	32,750	40,850
1年内返済予定の長期借入金	50,000	—
リース債務	34,391	36,185
未払金	23,133	28,678
未払法人税等	2,752	5,860
未払費用	2,260	2,294
預り金	96,943	115,864
賞与引当金	2,950	3,142
その他	4,854	8,211
流動負債合計	413,869	392,206
固定負債		
長期借入金	—	50,000
リース債務	121,603	118,104
退職給付引当金	11,794	12,566
役員退職慰労引当金	201	226
資産除去債務	27,578	31,537
その他	22,932	20,423
固定負債合計	184,110	232,858
負債合計	597,980	625,065
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,506	58,506
資本剰余金		
資本準備金	47,696	47,696
その他資本剰余金	64	60
資本剰余金合計	47,761	47,757
利益剰余金		
利益準備金	727	727
その他利益剰余金		
別途積立金	50,000	50,000
繰越利益剰余金	81,315	76,180
利益剰余金合計	132,042	126,908
自己株式	△1,028	△1,011
株主資本合計	237,281	232,160
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,349	1,496
土地再評価差額金	△566	△207
評価・換算差額等合計	2,782	1,288
新株予約権	215	255
純資産合計	240,280	233,705
負債純資産合計	838,260	858,770

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業総収入	385,678	390,811
売上高	51,376	47,680
売上原価	37,187	34,426
売上総利益	14,188	13,254
営業収入		
加盟店からの収入	294,483	305,631
その他の営業収入	39,818	37,499
営業収入合計	334,302	343,131
営業総利益	348,491	356,385
販売費及び一般管理費	※1 302,779	※1 311,660
営業利益	45,711	44,725
営業外収益		
受取利息	618	556
受取配当金	8,796	6,224
その他	1,821	2,220
営業外収益合計	11,236	9,001
営業外費用		
支払利息	1,984	2,248
リース解約損	1,626	3,648
その他	1,894	1,867
営業外費用合計	5,505	7,764
経常利益	51,443	45,962
特別利益		
投資有価証券売却益	738	164
関係会社清算益	5,756	—
特別利益合計	6,494	164
特別損失		
固定資産売却損	※2 222	※2 505
固定資産除却損	※3 3,857	※3 5,852
減損損失	12,981	18,310
その他	303	610
特別損失合計	17,365	25,279
税引前当期純利益	40,572	20,848
法人税、住民税及び事業税	12,438	6,754
法人税等調整額	△2,868	△1,391
法人税等合計	9,569	5,362
当期純利益	31,002	15,486

③ 【株主資本等変動計算書】
前事業年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	58,506	47,696	60	47,757
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金の取崩				
新株予約権の行使（自己株式の交付）			4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	4	4
当期末残高	58,506	47,696	64	47,761

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	727	50,000	75,835	126,563	△1,040	231,785	
当期変動額							
剰余金の配当			△25,514	△25,514		△25,514	
当期純利益			31,002	31,002		31,002	
自己株式の取得					△1	△1	
自己株式の処分					0	0	
土地再評価差額金の取崩			△8	△8		△8	
新株予約権の行使（自己株式の交付）					13	17	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	5,479	5,479	12	5,495	
当期末残高	727	50,000	81,315	132,042	△1,028	237,281	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,083	△575	1,508	195	233,489
当期変動額					
剰余金の配当					△25,514
当期純利益					31,002
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					△8
新株予約権の行使（自己株式の交付）					17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,265	8	1,274	20	1,294
当期変動額合計	1,265	8	1,274	20	6,790
当期末残高	3,349	△566	2,782	215	240,280

当事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	58,506	47,696	64	47,761
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
新株予約権の行使（自己株式の交付）			△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△3	△3
当期末残高	58,506	47,696	60	47,757

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	727	50,000	81,315	132,042	△1,028	237,281	
当期変動額							
剰余金の配当			△20,262	△20,262		△20,262	
当期純利益			15,486	15,486		15,486	
自己株式の取得					△0	△0	
土地再評価差額金の取崩			△358	△358		△358	
新株予約権の行使（自己株式の交付）					18	14	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△5,134	△5,134	17	△5,121	
当期末残高	727	50,000	76,180	126,908	△1,011	232,160	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,349	△566	2,782	215	240,280
当期変動額					
剰余金の配当					△20,262
当期純利益					15,486
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					△358
新株予約権の行使（自己株式の交付）					14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,852	358	△1,493	39	△1,453
当期変動額合計	△1,852	358	△1,493	39	△6,574
当期末残高	1,496	△207	1,288	255	233,705

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物は10年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度から連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(損益計算書関係)

営業外費用の「災害による損失」は、従来、損益計算書上、独立掲記しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社における一部の商品販売やお客さまの来店動向などが変化しております。当社では、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、期末日以降財務諸表作成時までに入手可能であった3月以降の店舗売上等の実績を考慮し、当期末の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
短期金銭債権	36,210 百万円	35,366 百万円
長期金銭債権	207 "	49 "
短期金銭債務	5,999 "	7,025 "
長期金銭債務	322 "	338 "

2 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入債務及び未払金等に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
株式会社ローソン銀行	130,000 百万円	130,000 百万円
株式会社SCI	414 "	554 "
株式会社ローソンエンタテインメント	435 "	332 "

3 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
貸出コミットメントの総額	90,000 百万円	90,000 百万円
借入実行残高	9,800 "	3,000 "
差引額	80,200 百万円	87,000 百万円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
従業員給料及び手当	30,639百万円	30,455百万円
賞与引当金繰入額	2,950 "	3,142 "
退職給付費用	2,111 "	2,148 "
地代家賃	113,181 "	117,068 "
減価償却費	53,158 "	58,763 "
おおよその割合		
販売費	15%	14%
一般管理費	85 "	86 "

※2 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物	127百万円	440百万円
構築物	21 "	65 "
工具、器具及び備品	72 "	0 "
計	222百万円	505百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物	2,858百万円	4,118百万円
構築物	301 "	661 "
工具、器具及び備品	126 "	198 "
リース資産	571 "	873 "
ソフトウェア	0 "	— "
計	3,857百万円	5,852百万円

4 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業取引による取引高		
営業収入	44,895百万円	45,726百万円
商品仕入	486 "	427 "
販売費及び一般管理費	41,591 "	48,105 "
営業取引以外の取引高	8,920 "	6,666 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

当事業年度(2020年2月29日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,155	873	△282
計	1,155	873	△282

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
子会社株式(子会社出資金を含む)	73,386	81,677
関連会社株式(関連会社出資金を含む)	9,676	8,519
計	83,062	90,196

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
未払事業税等	657百万円	508百万円
賞与引当金	903 "	962 "
関係会社株式等評価損	8,397 "	8,371 "
減価償却超過額	8,506 "	8,134 "
ソフトウェア償却超過額	522 "	600 "
退職給付引当金	5,320 "	5,556 "
貸倒引当金	270 "	195 "
減損損失	9,353 "	11,768 "
その他	4,575 "	4,662 "
繰延税金資産小計	38,506百万円	40,759百万円
評価性引当額	△9,361 "	△9,444 "
繰延税金資産合計	29,145百万円	31,315百万円
繰延税金資産純額	29,145百万円	31,315百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
法定実効税率 (調整)	30.9%	30.6%
評価性引当額	7.9%	△0.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.5%	△9.1%
住民税均等割	0.4%	0.9%
その他	4.4%	2.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.6%	25.7%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	163,750	*1) 17,637	*2) 13,868 (9,187)	10,415	157,103	118,510
	構築物	30,565	5,396	2,071 (1,423)	4,819	29,069	42,599
	工具、器具及び備品	10,087	5,758	615 (485)	3,047	12,182	47,274
	土地	8,999 [△566]	—	139 (116) [△358]	—	8,860 [△207]	—
	リース資産	125,580	*1) 37,874	*2) 9,467 (6,085)	30,466	123,520	97,450
	建設仮勘定	2,106	15,104	15,609	—	1,601	—
	計	341,088	81,771	41,772 (17,298)	48,749	332,337	305,834
無形固定資産	ソフトウェア	31,868	*3) 26,974	22,124 (947)	7,946	28,772	17,454
	のれん	15,431	—	—	2,043	13,387	9,471
	その他	485	12	6	22	469	336
	計	47,784	26,987	22,130 (947)	10,013	42,629	27,262

(注) *1) 主に新規出店517店舗及び改装に伴う増加であります。

*2) 主に店舗閉鎖736店舗及び減損損失計上に伴う減少であります。

*3) 主に次期ITシステムの開発に伴う増加であります。

4) 「当期減少額」欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

5) 「土地」のうち[]は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	884	492	737	638
賞与引当金	2,950	3,142	2,950	3,142
役員退職慰労引当金	201	45	19	226

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取及び買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.lawson.co.jp/koukoku/index.html
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第44期(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 2019年5月22日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第44期(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 2019年5月23日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年5月22日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第45期第1四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日) 2019年7月12日関東財務局長に提出。

第45期第2四半期(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日) 2019年10月11日関東財務局長に提出。

第45期第3四半期(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日) 2020年1月14日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年5月27日

株式会社ローソン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 内 和 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 満 美 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ローソンの2020年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ローソンが2020年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社ローソン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 内 和 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 満 美 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの2019年3月1日から2020年2月29日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ローソンの2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年5月28日

【会社名】 株式会社ローソン

【英訳名】 Lawson, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 竹増 貞信

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 常務執行役員 CFO 中庭 聡

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目11番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長竹増貞信及び最高財務責任者中庭聡は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年2月29日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行いました。また、評価対象とする業務プロセスを合理的に選定し、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的影響の重要性がない連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の営業総収入及び総資産の金額が高い拠点から合算していき、いずれかの指標が前連結会計年度の連結営業総収入及び連結総資産の概ね67%に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収入・売上高、加盟店勘定及び棚卸資産に至る業務プロセス、並びにその他の金額的重要性の高い勘定科目に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。